

第3章 インドの概要・概況

3-1 インドの開発状況

3-1-1 インドの政治経済状況

1. 政治体制

インド共和国 (Republic of India) は南アジアのインド半島上に位置する。東はベンガル湾、西はアラビア海、南はインド洋に面しており、その面積は 328.7 万平方キロメートルである (パキスタン、中国との係争地を含む)。北はアフガニスタン、パキスタン、中国、ブータン、ネパールと、東はミャンマー、バングラデシュと国境を接している。またインド半島と海峡を隔ててスリランカが存在している。国土は山岳地帯、インダス・ガンジス平野、砂漠地帯、南半島部の 4 つの区分に分けられる。首都はニューデリーである。

2001 年国勢調査によれば 2001 年 3 月時点の人口は 10 億 2,800 万人であり、男性が 5 億 3,210 万人、女性が 4 億 9,640 万人である。1991 年から 2001 年の平均年間人口増加率は 1.93% で、人口の多さは中国に次いで世界第 2 位である⁵。粗出生率 (人口 1,000 人当たり出生数) は 24.8、粗死亡率 (人口 1,000 人当たり死亡数) は 8.9 であるため、人口増加率はやや鈍化するものの、今後も右肩上がりで人口が増加することが予想される。人種や言語も多様であり、宗教別人口では、ヒンドゥー教 80.5%、イスラム教 13.4%、キリスト教徒 2.3%、シク教徒 1.9%、仏教徒 0.8%、ジャイナ教徒 0.4% となっている。また 22 の言語が公用語として認められており、植民地時代から英語も広く使用されている。古代文明の 1 つであるインダス文明が花開いた地であり長い歴史を持つが、19 世紀に英国の植民地となり、約 100 年間英国による支配が続いた後、1947 年に独立した。独立の際にヒンドゥー教徒とイスラム教徒の間で対立が生じ、インド (ヒンドゥー教徒中心) とパキスタン (イスラム教徒中心) で分離独立という形をとることとなった。

日本とは 1952 年に国交を樹立し、インド国内の強い親日感情にも支えられながら友好関係を維持してきた。

(1) 政治動向

1947 年に英国から独立後、1950 年に州を単位とする連邦制と共和制を基本とするインド憲法が制定された。独立以降、資本主義経済体制の中での「社会主義型社

⁵ 2010 年 2 月現在の推計値は 11 億 7700 万人。

会の建設」を標榜し、経済計画の導入など国家の主導性の高い経済戦略をとったが、1990年代以降、経済改革を実施している。国家元首は大統領であるが、政治的には内閣を組織する首相が政府を率いる。議会は二院制であり、各界を代表する議員からなる上院と普通選挙で選出される下院によって構成される。1950年代から国民会議派が長期間政権を担当したが、1998年にインド人民党(BJP)を中心とする連立政権が成立した。2004年、国民会議派を中心とする連立政権が返り咲き、統一進歩同盟(UPA)政権(マンモハン・シン首相)が発足した。2009年4月に行われた下院議員総選挙では、与党国民会議派及び友等によるUPA陣営が過半数を確保し、第2次UPA政権(マンモハン・シン首相)が発足した⁶。

(2) 外交

非同盟主義を志向してきたが、冷戦の終焉に伴い、米国を中心とする西側諸国との関係改善が図られた。またロシアとは旧ソ連時代から続く友好関係を築いている。中国とは1962年に国境を巡って対立があったが、近年は経済的な関係強化が進んでいる。1947年の独立以来、カシミール地方の領有問題でパキスタンと対立していたが、関係改善に向けた努力が行われている。1990年代中盤以降は「ルック・イースト政策」を掲げ、東アジア諸国との関係を重視している⁷。

(3) 行政

インドの中央行政は50を超える省庁からなる。また、インドは連邦制をとっており、軍事と外交を除く行政については、各州に中央省庁とほぼ対応する行政組織がおかれている。2009年末現在28の州があり、このほかに州自治権のない7つの連邦直轄地がある。各政策・行政分野について、連邦政府管轄事項、州政府管轄事項、共管事項が定められている。ODA等の対外支援窓口は、インド中央省庁である財務省経済局(Department of Economic Affairs:DEA)が担当している。財務省経済局は、国家の経済政策の策定と経済計画の監督を行うことを目的としており、予算編成(ただし鉄道予算を除く)、ODAの監督等を担当業務としている。DEA内の対外支援を扱う部署は、援助・会計・監査部(Aid, Accounts & Audit Division)、二国間協力部(Bilateral Cooperation Division)、基金・銀行部(Fund Bank Division)、インフラ部(Infrastructure Division)である⁸。それぞれの部署が扱う業務を以下に示す。

⁶ 外務省、インド基礎データ、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/india/data.html> (2009年7月)

⁷ 外務省、最近のインド情勢と日印関係、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/india/kankei.html> (2008年12月)

⁸ Ministry of Finance, Government of India、http://finmin.nic.in/the_ministry/dept_eco_affairs/dea.html

- ・ 援助・会計・監査部
ドナーからの援助受入れ(ローン及びグラント)、ドナーへの債務返済、対外援助会計、監査情報の発信等を行う。
- ・ 二国間協力部
G8 メンバー国(特に米国、英国、日本、ドイツ、イタリア、カナダ、ロシア)及び EC の開発援助窓口、対外援助実行の監視、他の発展途上国への譲歩的融資枠の拡大等を行う。
- ・ 基金・銀行部
国際通貨基金(IMF)、世界銀行((国際復興開発銀行:IBRD)、(国際開発協会:IDA))、国際金融公社(International Finance Corporation:IFC)、地球環境ファシリティ(Global Environment Facility:GEF)、多国間投資保証機関(Multilateral Investment Guarantee Agency:MIGA)等の窓口業務を行う。
- ・ インフラ部
インフラ(鉄道、通信、道路、港湾、民間航空、電力、水供給等)関係を扱う。またアジア開発銀行の窓口となっている。

さらに DEA には、プロジェクトマネジメントユニット及び援助調整チームが存在し、プロジェクト支出の監視、中央省庁及び州からのフィードバックを基にしたプロジェクトの契約及び実行、中央省庁及び州への援助資金の適切な配分、対外支援の予算計上、インド政府計画委員会との調整、ドナーとの調達手続きに関する調整等を行っている⁹。

また、中央の重要な機関として、インド政府計画委員会(Planning Commission)がある。計画委員会は 1950 年にインド政府の決議により設置され、国内資源の効率的な活用、生産性向上と雇用機会の提供による国民の生活水準向上を目的とし、国土資源の評価、不足資源の増進、開発計画の策定、優先事項の決定などを行っている¹⁰。インド開発政策の根幹を担う「5 カ年計画」は計画委員会で策定されている。

(4) ガバナンスの状況

2009 年 6 月、世界銀行は「世界ガバナンス指標 1996－2008」に関する報告書を発表した。これは 1996 年から 2008 年までの 212 の国と地域のガバナンス状況をまとめたものである。ガバナンスの評価には表 3－1 に挙げる 6 つの項目が用いられており、それぞれの項目について-2.5 から+2.5 の値で示される。

⁹ Government of India Portal on Development Assistance ポータルサイト
<http://www.synisys.com/cdssportal/index.jsp?sid=1&id=288&pid=1>

¹⁰ Planning Commission, Government of India ホームページ
<http://planningcommission.nic.in/aboutus/history/about.htm>

ガバナンスの向上は貧困の削減と生活水準の向上に密接にかかわっているとされ、ガバナンスの向上を途上国支援に盛り込む先進国及び機関は多い。

表 3-1 「世界ガバナンス指標」の評価項目

項目	内容
ボイスと説明責任 (Voice and Accountability)	その国の国民が政府の選択にどの程度参加できるか、表現・結社・報道の自由の度合い。
政治的安定と暴力のない社会 (Political Stability and Absence of Violence)	テロリズムなどの暴力行為や基本的な法制度に違反した行為によって、政府が不安定になる可能性。
政府の能力 (Government Effectiveness)	公共サービスの質、公務員の能力と政治的圧力からの中立、政策策定の質。
規制監督の質 (Regulatory Quality)	民間セクターの発展を促進するため、政府が健全な政策や規制を実施する能力。
法の支配 (Rule of Law)	当局による法制度の遵守保障状況、財産権の保障の程度、警察、裁判所などの質、犯罪リスクを含む。
腐敗の抑制 (Control of Corruption)	公権力が私的利益のために行使される度合い。大小さまざまな腐敗のほか、少数エリートによる国家の「乗っ取り」を含む。

出所：世界銀行東京事務所プレスリリース(2009)「2009 年版ガバナンス報告：世界ガバナンス指標 1996-2008」
より抜粋

南アジア諸国におけるガバナンス状況を比較すると、インドはすべての項目で 3 位以上となり、ガバナンスの状況は上位といえる(表3-2)。ASEAN+6¹¹においては、「ボイスと説明責任」では 5 位と上位であるが、「法の支配」と「腐敗の抑制」で 8 位と中位であり、他の 3 項目では 10 位以下と下位である(表3-3)。

¹¹ インドネシア、シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシア、ブルネイ、ベトナム、ミャンマー、ラオス、カンボジア、日本、中国、韓国、ニュージーランド、オーストラリア、インド

表 3-2 「世界ガバナンス指標」における南アジア地域諸国順位

順位	ボイスと説明責任	政治的安定と暴力のない社会	政府の能力	規制監督の質	法の支配	腐敗の抑制
1 位	インド	ブータン	ブータン	インド	ブータン	ブータン
2 位	モルディブ	モルディブ	インド	スリランカ	インド	スリランカ
3 位	スリランカ	インド	スリランカ	モルディブ	スリランカ	インド
4 位	バングラデシュ	バングラデシュ	モルディブ	パキスタン	モルディブ	モルディブ
5 位	ブータン	ネパール	パキスタン	ネパール	バングラデシュ	ネパール
6 位	ネパール	スリランカ	ネパール	バングラデシュ	ネパール	パキスタン
7 位	パキスタン	パキスタン	バングラデシュ	ブータン	パキスタン	バングラデシュ

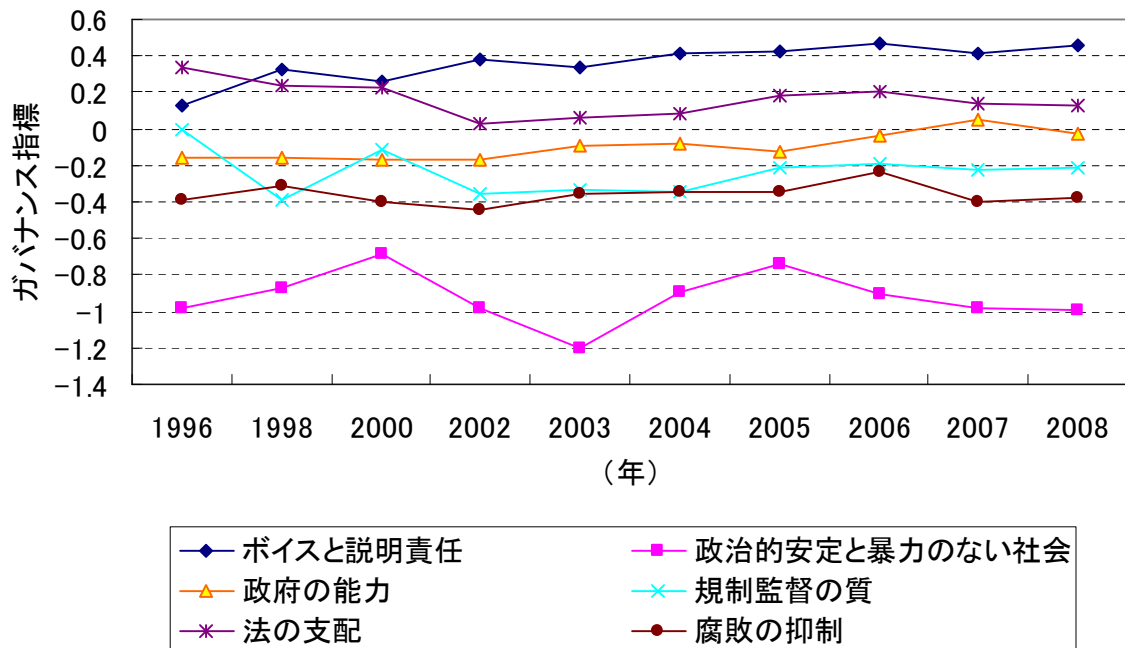
出所: World Bank (2009) Worldwide Governance Indicators 1996-2008 より作成

表 3-3 「世界ガバナンス指標」における ASEAN+6 諸国順位

順位	ボイスと説明責任	政治的安定と暴力のない社会	政府の能力	規制監督の質	法の支配	腐敗の抑制
1 位	ニュージーランド	シンガポール	シンガポール	シンガポール	ニュージーランド	シンガポール
2 位	オーストラリア	ブルネイ	オーストラリア	オーストラリア	オーストラリア	ニュージーランド
3 位	日本	ニュージーランド	ニュージーランド	ニュージーランド	シンガポール	オーストラリア
4 位	韓国	オーストラリア	日本	日本	日本	日本
5 位	インド	日本	韓国	ブルネイ	韓国	ブルネイ
6 位	インドネシア	韓国	マレーシア	韓国	ブルネイ	韓国
7 位	フィリピン	ベトナム	ブルネイ	マレーシア	マレーシア	マレーシア
8 位	シンガポール	マレーシア	中国	タイ	インド	インド
9 位	タイ	ラオス	タイ	フィリピン	タイ	タイ
10 位	マレーシア	カンボジア	フィリピン	インド	中国	中国
11 位	カンボジア	中国	インド	中国	ベトナム	インドネシア
12 位	ブルネイ	インド	インドネシア	インドネシア	フィリピン	フィリピン
13 位	ベトナム	インドネシア	ベトナム	カンボジア	インドネシア	ベトナム
14 位	ラオス	タイ	カンボジア	ベトナム	ラオス	カンボジア
15 位	中国	フィリピン	ラオス	ラオス	カンボジア	ラオス
16 位	ミャンマー	ミャンマー	ミャンマー	ミャンマー	ミャンマー	ミャンマー

出所: World Bank (2009) より作成

図 3-1 1996 年-2008 年のインドにおけるガバナンス状況



出所: World Bank (2009)より作成

2. 経済状況

インドは独立以来、国内の産業育成を目指した国家主導の経済運営を行ってきた。これによって一定の技術蓄積が図られた半面、市場競争の制限等により経済の停滞が続き、1991年には深刻な外貨危機に陥った。これを契機としてインドは経済自由化に踏み切り、規制緩和・積極的な海外技術・投資の受入れを推進してきた結果、経済危機からの脱出を果たした。その後は高い経済成長を遂げ、最近では日本、中国に続きアジア第三位の GDP を誇っている。近年、BRICs(ブラジル、ロシア、インド、中国)という枠組みで語られるようになり、著しい経済発展から国際社会における存在感を強めている。

(1) マクロ経済指標

1991年の経済自由化路線への変更以降、GDPは伸び続け、2005年-2007年はGDP成長率9%台の高成長を維持している。2008年度は世界的な景気後退により成長率は抑えられたものの7.35%と高い水準であり、順調な経済成長の様子が伺える(表3-4)。

表 3-4 インドマクロ経済指標の推移¹²

マクロ経済指標	2001	2002	2003	2004	2005	2006	2007	2008
実質 GDP(10 億ルピー)	21,035.24	21,994.05	23,501.04	25,356.93	27,692.55	30,411.02	33,261.21	35,704.67
実質 GDP 成長率(%)	3.89	4.56	6.85	7.90	9.21	9.82	9.37	7.35
名目 GDP(10 億ルピー)	22,321.26	24,062.49	26,694.82	30,325.04	34,585.46	39,662.77	45,537.99	52,525.29
名目 GDP(10 億 US ドル)	473.044	495.008	573.153	669.407	784.254	875.435	1,100.986	1,206.684
GDP デフレーター	106.114	109.405	113.59	119.593	124.891	130.422	136.91	147.119
1 人当りの実質 GDP (ルピー)	19,755.00	20,317.36	21,361.74	22,688.39	24,400.87	26,397.38	28,447.16	30,097.23
1 人当りの名目 GDP (ルピー)	20,962.75	22,228.12	24,264.79	27,133.66	30,474.46	34,428.08	38,947.07	44,276.16
1 人当りの名目 GDP (US ドル)	444.254	457.272	520.979	598.96	691.034	759.895	941.635	1,017.174
人口(百万人)	1,064.81	1,082.53	1,100.15	1,117.62	1,134.9	1,152.045	1,169.23	1186.31
経常収支(10 億 US ドル)	1.41	7.061	8.773	0.781	-10.285	-9.299	-11.285	-26.621
経常収支(GDP 比)	0.298	1.426	1.531	0.117	-1.311	-1.062	-1.025	-2.206

出所: IMF (2009) *World Economic Outlook Database*, October 2009

一方で、インドの 28 州の一人当たり州内純生産 (Net State Domestic Product : NSDP) を比較すると、デリー準州等都市部が中心の州は除外するとしても、最貧州 ビハール州と比較的順調な経済成長をしてきたパンジャブ州、マハーラーシュトラ州等との間の格差は、4～5 倍にも達し、後述するように貧困等の社会開発にも格差が生じている (表 3-5)。

表 3-5 インド各州の一人当たり州内純生産(単位: ルピー)

州名	1999-2000	2002-2003	2003-2004	2004-2005	2005-2006	2006-2007	2007-2008
ビハール	5,789	6,934	6,857	7,454	7,871	9,432	10,570
ウッタール・プラデーシュ	9,749	10,648	11,458	12,196	13,315	14,663	16,060
マディヤ・プラデーシュ	12,384	12,303	14,306	14,471	15,466	16,875	18,051
ジャールカンド	11,549	11,835	12,951	15,555	16,327	18,423	20,177
オリッサ	10,567	11,788	14,252	16,306	17,707	20,805	23,403
マニプル	13,260	13,250	14,728	16,433	17,770	18,393	19,258
ラージャスターン	13,619	13,128	16,507	16,874	18,141	20,492	22,649
アッサム	12,282	14,421	15,487	16,900	18,378	19,857	21,464
ジャンム・カシミール	13,816	16,739	17,991	19,337	20,799	22,426	24,214
ナガランド	13,819	20,407	20,821	20,998	21,083	n/a	n/a
チャットティスガル	11,629	13,002	15,515	17,513	21,290	24,647	28,955
メガラヤ	14,355	18,208	19,702	21,170	22,852	24,766	26,636
アルナチャル・プラデーシュ	13,990	17,124	19,322	22,185	22,335	25,639	27,398
ミゾラム	16,443	20,896	21,963	22,417	24,029	25,682	27,501
西ベンガル	15,888	18,776	20,872	22,675	24,533	28,073	31,722
ウッタラカンド	13,516	18,636	20,312	23,069	24,870	27,800	n/a
トリプラ	14,119	19,059	21,138	22,836	25,700	27,777	n/a
シッキム	14,890	19,428	21,476	23,791	26,628	29,788	33,553

¹² 1 人当りの実質・名目 GDP 及び人口は 2001 年からの推定値、他の 2008 年における指標は 2007 年からの推定値である。また、消費者物価指数は 2000 年を 100 としている。

アーンドラ・プラデーシュ	15,507	19,568	22,041	23,755	26,226	29,582	34,063
カルナータカ	17,502	19,621	20,901	24,714	29,185	30,847	35,555
タミル・ナードゥ	19,432	21,828	24,084	27,509	30,847	35,134	38,573
グジャラート	18,864	22,683	26,922	28,846	32,991	37,532	na
ヒマチャル・プラデーシュ	20,806	26,627	28,333	31,198	33,954	36,781	40,134
ケーララ	19,461	23,482	25,995	29,065	32,450	36,907	41,814
マハシュトラ	23,011	26,063	29,165	32,481	36,090	41,331	n/a
パンジャブ	25,611	29,316	31,182	33,158	36,759	40,566	44,411
アンダマン&ニコルバル諸島	24,005	29,830	32,670	34,640	36,984	n/a	n/a
ハリヤーナー	23,229	30,413	34,099	37,800	41,997	50,488	58,531
ポンディシェリ	30,865	44,331	47,778	43,303	50,900	57,596	63,524
デリー	38,727	45,123	48,628	53,639	59,555	67,054	75,000
ゴア	42,296	48,839	54,577	66,135	74,925	87,570	96,076
チャンディーガル	44,502	63,840	70,434	79,562	89,034	99,262	110,676

出所: Ministry of Finance, Government of India (2009) *Economic Survey 2008-2009*

(2) 産業構造

1950年代から2006年までの産業構造の推移を見ると(表3-6参照)、1950年は農業等第一次産業が半分以上の付加価値を占めていたが、1980年代から農業のシェアが急激に減少をはじめ、2006年には20%を切るまでになっている。しかしながら、雇用面でみると、依然として農村人口が全人口の60%程度を占めるなど、農業の割合は大きい。またITサービスに代表される第三次産業も順調に成長しており、2006年には60%以上の付加価値を占めている。中でも小売・ホテル・運輸・通信・及び金融・保険・土地・ビジネスサービスの分野が伸びを見せている。一方で第二次産業の伸びは鈍く、この分野での今後の伸張が期待される。

表 3-6 インド産業構造の推移¹³

		1950-51	1960-61	1970-71	1980-81	1990-91	2000-01	2006-07 QE
第一次産業	実質(1000万ルピー)	123,884	166,954	209,843	243,421	339,893	445,403	530,236
	(%)	55.3%	50.8%	44.3%	37.9%	31.4%	23.9%	18.5%
農業	実質(1000万ルピー)	108,374	149,838	186,668	220,624	311,500	407,176	485,937
	(%)	48.4%	45.6%	39.4%	34.4%	28.7%	21.8%	17.0%
第二次産業	実質(1000万ルピー)	23,865	43,297	73,235	112,002	214,552	372,599	559,801
	(%)	10.6%	13.2%	15.5%	17.4%	19.8%	20.0%	19.5%
鉱業	実質(1000万ルピー)	3,178	5,478	8,019	12,921	29,014	42,589	58,294
	(%)	1.4%	1.7%	1.7%	2.0%	2.7%	2.3%	2.0%
製造業	実質(1000万ルピー)	19,996	35,961	59,852	88,740	161,979	284,571	440,770
	(%)	8.9%	10.9%	12.6%	13.8%	14.9%	15.3%	15.4%
電気・ガス・水道	実質(1000万ルピー)	691	1,857	5,364	10,340	23,559	45,439	60,737
	(%)	0.3%	0.6%	1.1%	1.6%	2.2%	2.4%	2.1%
第三次産業	実質(1000万ルピー)	76,349	118,316	190,513	286,499	529,127	1,046,299	1,774,272
	(%)	34.1%	36.0%	40.2%	44.6%	48.8%	56.1%	61.9%
建設	実質(1000万ルピー)	9,931	18,324	31,426	42,339	66,330	108,362	206,338
	(%)	4.4%	5.6%	6.6%	6.6%	6.1%	5.8%	7.2%
小売・ホテル・運輸・通信	実質(1000万ルピー)	25,409	42,885	69,816	111,997	198,770	415,650	767,884
	(%)	11.3%	13.1%	14.7%	17.4%	18.3%	22.3%	26.8%
金融・保険・土地・ビジネスサービス	実質(1000万ルピー)	17,238	23,096	32,321	48,067	114,670	243,048	410,030
	(%)	7.7%	7.0%	6.8%	7.5%	10.6%	13.0%	14.3%
市民社会・社会及び個人サービス	実質(1000万ルピー)	23,771	34,012	56,950	84,095	149,357	279,239	390,020
	(%)	10.6%	10.4%	12.0%	13.1%	13.8%	15.0%	13.6%

出所: Reserve Bank of India (2008) *Handbook of Statistics on Indian Economy*

¹³ “実質”は1999年度の物価等を基準にして計算している。

表 3-7 各産業の伸び率(単位: %)

	2003-04	2004-05	2005-06	2006-07	2007-08	2008-09
農業・林業・漁業	10	0	5.8	4	4.9	1.6
鉱業	3.1	8.2	4.9	8.8	3.3	3.6
製造業	6.6	8.7	9.1	11.8	8.2	2.4
電気・ガス・水道	4.8	7.9	5.1	5.3	5.3	3.4
建設	12	16.1	16.2	11.8	10.1	7.2
小売・ホテル・飲食	10.1	7.7	10.3	10.4	10.1	..
運輸・通信	15.3	15.6	14.9	16.3	15.5	..
金融・保険・土地・ビジネスサービス	5.6	8.7	11.4	13.8	11.7	7.8
市民社会・社会及び個人サービス	5.4	6.8	7.1	5.7	6.8	13.1

出所: Ministry of Finance (2009)

(3) 国際収支

インドの国際収支は 2000 年代を通じて黒字成長を続けている。輸入増及び輸出の伸び悩みにより経常収支の赤字が拡大する一方で、外国からの直接投資の増加等により資本収支が黒字であるため、国際収支全体では黒字となっている。なお外貨準備高は、2005 年度に 1,516 億 2,200 万 USドル、2006 年度に 1,991 億 7,900 万 USドル、2007 年度に 3,097 億 2,300 万 USドルと順調に増加し、世界でも上位の水準を誇っている¹⁴。

表 3-8 国際収支(単位: US 百万ドル)

	2001-02	2002-03	2003-04	2004-05	2005-06	2006-07	2007-08
1 商品							
A) 輸出(本船積込渡し)	44,703	53,774	66,285	85,206	105,152	128,083	158,461
B) 輸入 (運賃・保険料込み渡し)	56,277	64,464	80,003	118,908	157,056	191,254	248,521
貿易収支 (A-B)	-11,574	-10,690	-13,718	-33,702	-51,904	-63,171	-90,060
2 サービス	14,974	17,035	27,801	31,232	42,002	53,405	72,657
3 経常収支(1+2)	3,400	6,345	14,083	-2,470	-9,902	-9,766	-17,403
4 資本収支(A ~ F)	8,357	10,640	17,338	28,629	24,954	46,372	109,567
A) 対外投資	8,146	6,015	15,678	15,298	21,395	28,995	61,423
B) 対外援助	1,204	-3,096	-2,754	2,027	1,766	1,787	2,118
C) 商業借り入れ	-1,588	-1,701	-2,928	5,426	2,759	16,457	22,181
D) ルピー債務返済	-519	-474	-376	-417	-572	-162	-121
E) インド非居住者預金	2,754	2,978	3,642	-964	2,789	4,321	179
F) その他資本	-1,640	6,918	4,076	7,259	-3,183	-5,026	23,787
5 総収支 (3+4)	11,757	16,985	31,421	26,159	15,052	36,606	92,164

出所: Reserve Bank of India (2008)

¹⁴ Reserve Bank of India (2008)より

インドの主要な交易国の上位 15 か国は以下のとおりである(2008 年-2009 年)¹⁵。

表 3-9 インドの主要交易国(単位:10 億ルピー)

順位	国	輸出	輸入	輸出＋ 輸入金額
1.	アラブ首長国連邦	110,229.08	105,926.43	216,155.51
2.	中国	42,661.33	147,605.60	190,266.93
3.	米国	96,458.42	84,818.28	181,276.70
4.	サウジアラビア	22,940.14	89,747.04	112,687.18
5.	ドイツ	29,194.75	54,922.42	84,117.17
6.	シンガポール	37,756.88	34,561.42	72,318.30
7.	イラン	11,565.17	55,821.84	67,387.02
8.	香港	30,390.69	29,732.54	60,123.23
9.	韓国	18,353.59	39,658.19	58,011.78
10.	英国	30,344.58	26,767.71	57,112.29
11.	オーストラリア	6,576.33	50,496.52	57,072.85
12.	スイス	3,525.26	52,703.21	56,228.47
13.	日本	13,807.71	35,832.82	49,640.54
14.	マレーシア	15,780.36	32,591.56	48,371.93
15.	ナイジェリア	7,065.31	39,995.48	47,060.79

出所: Department of Commerce, Ministry of Commerce and Industry, Government of India ホームページ

(4) 財政状況

インドの財政状況の特徴として、国債の利子支払増加、補助金の増大と税収の伸び悩み等を原因とする多大な財政赤字が挙げられる。これに対し、インド政府はマクロ経済政策の実施等により財政赤字対策を行い、2007 年度には財政赤字は対 GDP 比 2.7%にまで縮小している。

表 3-10 インド中央政府財政状況(単位:1,000 万ルピー)

	2003-04	2004-05	2005-06	2006-07	2007-08
1:歳入	263,813	305,991	347,077	434,387	541,925
(a) 税収	186,982	224,798	270,264	351,182	439,547
(b) その他収入	76,831	81,193	76,813	83,205	102,378
2:歳出	362,074	384,329	439,376	514,609	594,494
(a) 利子支払	124,088	126,934	132,630	150,272	171,030
(b) 補助金	43,535	44,753	44,480	53,495	67,498
(c) 防衛費	43,203	43,862	48,211	51,682	54,219
3:資本収入	207,390	192,261	158,661	149,000	170,807
4:資本支出	109,129	113,923	66,362	68,778	118,238
財政赤字	123,272	125,794	146,435	142,573	126,912
財政赤字(GDP 比:%)	4.5	4.0	4.1	3.5	2.7

出所: Ministry of Finance (2009)

¹⁵ Department of Commerce, Ministry of Commerce and Industry, ホームページより
<http://commerce.nic.in/eidb/iecnttopn.asp>

3-1-2 インドの社会開発状況

1. 貧困の状況

インド政府計画委員会は、全国標本調査(National Sample Survey:NSS)月間家計支出データ(Monthly Household Expenditure, 30日を参照期間とする家計支出)を基に貧困人口比率を推定している(表3-11参照)。これによれば、インドの貧困層は全人口の約3割であり、都市部に比べ農村部の貧困人口比率が高くなっている。

表 3-11 インドの貧困人口比率

年	地方	都市	インド全土
1993-94 年	37.3%	32.4%	36.0%
2004-05 年	28.3%	25.7%	27.5%

出所: Ministry of Finance (2009)

インドの貧困者比率は、表3-12の示すとおり減少傾向にあり、1973年には人口の54.9%を占めていた貧困線以下人口比率は、2004年には27.5%に減少している。しかしながら、貧困人口の絶対数は30年以上にわたり3億人を下回ることなく、そのためインド政府は、1951年の5カ年計画開始以降、一貫して貧困削減を国家開発の最重要課題として位置付けてきた¹⁶。

さらに、貧困人口は社会階層によって大きく異なり、指定カースト(SC)・指定部族(ST)及びその他の後進諸階級(OBC)の貧困人口比率は、農村部、都市部共にインド全体の比率と比較して高い数値となっている。また、指定カーストや指定部族は、農村部に多く、2004年には、農村部貧困人口の80%をこれらの階層が占めている。このことから、貧困人口が農村部に集中しており、農村部の貧困が深刻であることがわかる。他方、近年農村部から都市部への移住者が増加しており、都市部におけるスラム化や生活環境の悪化等、都市部の貧困問題が顕在化している。

表 3-12 貧困線以下の人口とその割合の推移

年	農村部		都市部		インド全体	
	人口 (10万人)	貧困人口比率 (%)	人口 (10万人)	貧困人口比率 (%)	人口 (10万人)	貧困人口比率 (%)
1973	2612.90	56.4	600.46	49.0	3213.36	54.9
1983	2519.57	45.7	709.40	40.8	3228.97	44.5
1993	2440.31	37.3	763.37	32.3	3203.68	36.0
2004	2209.24	28.3	807.96	25.7	3017.20	27.5

出所: Planning Commission, Government of India (2008) *Eleventh Five Year Plan 2007-12* の表をもとに作成

*2004年度の貧困線は、一人当たり一ヶ月の支出が都市部539ルピー、農村部356ルピーで計算。

¹⁶ http://www.jica.go.jp/activities/issues/poverty/profile/pdf/india_j.pdf

表 3-13 社会階層別の貧困線以下の人口比率(単位:%)

	農村部			都市部		
	SC	ST	OBC	SC	ST	OBC
貧困線以下人口比率(2004 年)	36.8	47.3	26.7	39.9	33.3	31.4
乳児死亡率(2005-2006)	71.0	63.9	61.1	50.7	43.8	42.2
5 歳未満乳幼児死亡率 (2005-2006)	94.7	99.8	78.7	65.4	53.8	54.5

出所: Planning Commission (2008)の表をもとに作成。乳児死亡率、5 歳未満の幼児死亡率については、International Institute for Population Sciences (2007) *National Family Health Survey (NFHS-3), 2005-06* のデータを引用。

州別に栄養・貧困・衛生状況をまとめたものが表3-14である。貧困人口の割合が、パンジャブ州では 8.4%であるのに対し、ビハール州では 41.4%、オリッサ州では 46.4%となっており、州間格差が大きいことがわかる。飲料水・トイレ設備の有無も貧困の程度に応じており、貧困人口が少ないほど設備を有している割合が高く、貧困人口が多いほど設備がない傾向にある。このような貧困状況及び地域間格差をインド政府及びドナーも重大に受けとめており、後述する開発政策により貧困削減に向けた取組を行っている。

表 3-14 州別の栄養・貧困・衛生状況

州	食糧不足(%) 2004-05 年	貧困人口比率(%) 2004-05 年	3 歳未満の低体重児の割合(%) 2005-06 年	飲料水設備のある世帯(%) 2001 年 ¹⁷	トイレ設備のある世帯(%) 2005-06 年
パンジャブ	0.7	8.4	27.0	97.6(54.6)	70.8
ヒマーチャル・プラデーシュ	0.0	10.0	36.2	88.6(65.1)	45.6
ハリヤーナー	0.1	14.0	41.9	86.1(61.1)	52.3
ケーララ	2.3	15.0	28.8	23.4(24.6)	96.0
アーンドラ・プラデーシュ	0.5	15.8	36.5	80.1(67.8)	42.4
グジャラート	0.2	16.8	47.4	84.1(72.7)	54.6
アッサム	5.0	19.7	40.4	58.8(11.6)	76.4
ラージャースターン	0.0	22.1	44.0	68.2(45.4)	30.8
タミル・ナードゥ	0.3	22.5	33.2	85.6(84.2)	42.9
西ベンガル	9.0	24.7	43.5	88.5(27.9)	59.5
カルナータカ	0.2	25.0	41.1	84.6(57.4)	46.5
インド全土	1.9	27.5	45.9	77.9(42.0)	44.5
マハーラーシュトラ	0.8	30.7	39.7	79.8(78.6)	53.0
ウッタル・プラデーシュ	1.5	32.8	47.3	87.8(10.3)	33.1
マディヤ・プラデーシュ	1.6	38.3	60.3	68.4(25.0)	27.0
ジャールカンド	0.6	40.3	59.2	42.6(11.3)	22.6
チャッティスガル	2.2	40.9	52.1	70.5(16.8)	18.7
ビハール	2.7	41.4	58.4	86.6(4.2)	25.2
オリッサ	5.3	46.4	44.0	64.2(10.2)	19.3

出所: Ministry of Finance (2009)

¹⁷ 表中の()内のデータは、飲料用パイプを用いている世帯の割合である。(2005-06 年のデータ)

2. 保健

インドにおける保健状況について示したのが、表3-15である。1981 年と比較し、各種出生率・各種死亡率共に低下しており、保健状況の改善が示唆される。しかしながら、保健状況に関する地域格差は依然として大きく、地域格差縮小のため 2005 年に「全国農村保健計画(National Rural Health Mission)」が立ち上げられた¹⁸。全国農村保健計画は、貧困層及び社会的弱者に保健サービスを提供することを目的とし、ビハール州、ジャールカンド州、マディヤ・プラデーシュ州、チャッティスガル州、ウッタル・プラデーシュ州、ウッタラカンド州、オリッサ州、ラージャースターン州等で重点的に活動している。

第 11 次 5 カ年計画は、乳児死亡率を出生 1,000 人当たり 28 人、妊産婦死亡率を 1 人に削減することを目標に掲げているが、これら目標の達成に向けて、今後、妊婦検診、医療従事者の立会いによる出産を受ける妊婦の割合の増加等、更なる改善が必要となる。

表 3-15 インドの保健指標

	1981 年	1991 年	現状
普通出生率(1000 人当り)	33.9	29.5	23.1 (2007 年)
死亡率(1000 人当り)	12.5	9.8	7.4 (2007 年)
合計特殊出生率	4.5	3.6	2.8 (2006 年)
妊産婦死亡率(100,000 人当り)	—	—	254 (2001-04 年)
乳児死亡率(1000 人当り)	110	80	55 (2007 年)
5 歳未満児の死亡率(1000 人当り)	41.2	26.5	17.0 (2006 年)
0 歳児の平均余命	(1981-85年)	(1989-93 年)	(2002-06年)
男性	55.4	59.0	62.6
女性	55.7	59.7	64.2

出所：Ministry of Finance (2009)

インドでは 1978 年に世界保健機関(WHO)が進める予防接種拡大計画(Expanded Program on Immunization)が都市部を中心に開始された。その後、1985 年から全国予防接種プログラム(Universal Immunization Program)が展開され、予防接種への取組は農村部にも拡大している¹⁹。その結果、完全予防接種率(full immunization、ポリオ、結核、麻疹、ジフテリア、百日咳、破傷風の 6 種ワクチンを規定どおりに接種した幼児の割合)は、1992 年の 35.4%から 2005 年には 43.5%に増加している²⁰。しかし、依然として幼児の半数以上が適切に予防接種を受けていない状況にあり、乳幼児死亡率の低減のためには、更なる予防接種の普及が不可欠

¹⁸ Ministry of Finance (2009)

¹⁹ Planning Commission Report of the Working Group on Health of Women and Children for the Eleventh Five Year Plan(2007-2012), P.20

http://planningcommission.nic.in/aboutus/committee/wrkgrp11/wg11_rphfw.pdf

²⁰ Planning Commission ホームページ <http://planningcommission.nic.in/data/datatable/0110/tab75.pdf>

である。

HIV/AIDSについては、2006年時点の感染者は約250万人と推定されている²¹。感染者は人口の1%未満であるが、絶対数でいえばインドは世界最大の感染者数を抱える国であり、感染拡大防止が重要な課題となっている²²。インド政府は、2007年から三期目となる国家AIDS管理プログラム(NACP)を実施しており、予防、介護、支援、治療を中心に感染拡大の抑制に努めている²³。

3. 教育

インド政府は、2010年までに初等教育就学率100%を達成することを目標とした国家計画である「国民皆教育戦略(Sarva Shiksha Abhiyan)」を推進しており、教育関連主要指標に改善が見られる(表3-16)。2001年-2005年の初等教育の学校登録率をみると、1～5年生の児童の学校登録率が高いが、6年生から8年生の児童の学校登録率は69.9%と低くなっており、更に男子より女子の学校登録率が低いことがわかる²⁴。

表 3-16 初等教育学校登録率(単位: %)

	2001-02	2002-03	2003-04	2004-05
1～5年生				
男子	105.3	97.5	100.6	110.7
女子	86.9	93.1	95.6	104.7
全体	96.3	95.3	98.2	107.8
6～8年生				
男子	67.8	65.3	66.8	74.3
女子	52.1	56.2	57.6	65.1
全体	60.2	61.0	62.4	69.9

出所: Planning Commission (2008)

表 3-17 就学率全体に占める女子の割合(単位: %(暫定値))

年	1～5年生	6～8年生
1999	43.6	40.4
2000	43.8	40.9
2001	44.2	41.7
2002	46.8	43.9
2003	46.7	43.9
2004	46.7	44.4

出所: Planning Commission (2009) *Report of Working Group on Elementary Education and Literacy for the 11th Five Year Plan*

²¹ National AIDS Control Organization, Ministry of Health and Family Welfare, Government of India ホームページ http://www.nacoonline.org/Quick_Links/HIV_Data/

²² 日本政府統計局ホームページ <http://www.stat.go.jp/data/sekai/zuhyou/1403.xls>

²³ Planning Commission (2008)、Volume II, p.100

²⁴ ここで用いた就学率は、粗就学率(初等教育を受けている児童数/学齢児童数[6～11歳あるいは11～14歳の総人口])である。粗就学率の分母が学齢人口なのに対し、分子は学齢前後の就学児童も含んでいるため、値が100%を超えることがある。

初等教育における中途退学率は50.8%と高く、2011年までに20%まで減少させることが目標とされている。また、指定カースト・指定部族など社会的弱者層の教育水準が低く、指定カーストの約9.5%、指定部族の約8.2%が未就学かつ中途退学率も高くなっている(表3-18参照)。

表 3-18 初等教育における中途退学率(2004年-2005年)

	男子	女子	全体
全体	50.5	51.3	50.8
指定カースト	55.2	60.0	57.3
指定部族	65.0	67.1	65.9

出所: Planning Commission (2008)

インドでは識字率が向上しているが、2001年時点でビハール州の識字率が最も低い47%、ケーララ州が最高の約91%と州間格差は非常に大きいことから、貧困州の識字率が低い傾向にあることがわかる。第11次5カ年計画では2012年までに全国の識字率を85%まで引き上げることを目標としており、引き続き教育水準の向上に向けた取組が必要となっている。

表 3-19 インドの識字率(単位: %)

	1951年	1961年	1971年	1981年	1991年	2001年
識字率 ²⁵	18.33	28.30	34.45	43.57	52.21	64.84

出所: Ministry of Finance (2009)

4. 地方開発の状況

地方開発にとって最も重要となるのは農業の生産性拡大であるが、そのためにも安定した水供給が不可欠である。インドは地域により気象条件が異なるものの大きく雨季と乾季に分かれ、短い雨季に降水が集中するため、水不足が生じやすい。そのためかんがいによる人為的な水供給が重要となるが、インドでは依然として天水への依存度が高く、かんがい率は約40%にとどまっている。

インドにおけるかんがい事業は、1951年に始まる第1次5カ年計画当初から優先課題として取り組まれてきた。しかしながら、事業実施主体である州政府の財政不足等の問題により、大中規模のかんがい事業の多くが計画通り進まず、長期間にわたり未完了、あるいは着工待ちの状況に置かれてきた。そのため、近年のかんがい面積の年平均増加率は1.5%にとどまっている²⁶。第10次5カ年計画終了時(2007年3月

²⁵ 1951~1971年までの識字率は5歳以上が対象、1981~2001年のデータは7歳以上が対象である。

²⁶ Selected indicators of food and agriculture development in Asia-Pacific region, <http://www.fao.org/docrep/008/ae937e/ae937e00.htm>

末)のかんがい可能面積は102.8百万ヘクタールであるが、そのうち実利用面積は85%の87.2百万ヘクタールとなっている²⁷。これは、かんがいの主要設備が建設済みでありながら、末端レベルの設備が未整備であるなどして、実際には利用されていない状態を意味している。実かんがい面積拡大のためには、この両者のギャップを解消することが重要である。第11次5カ年計画では、未完了のまま持ち越されている事業を早期に完了させること等により、新たに1,600万ヘクタールのかんがい可能地を創出することが目標に掲げられている。

5. ミレニアム開発目標の達成状況

目標1の最初のターゲットである「1日1.25ドル未満で生活する人々の割合」については、年々低下はしているものの、2007年でも貧困人口が全体の42%に達している。さらに、ターゲット2の「栄養不良人口の割合」も横ばいであることから、貧困の削減には今後更なる努力が必要と思われる。目標2に目を転じれば、初等教育の就学率が94%にまで改善しているものの、初等教育修了率は66%とさして高くないという課題が残っている。目標3はジェンダー平等に着目している。初・中・高等教育における女子生徒の割合は増加傾向にあるが、国会における女性議員の割合は伸びておらず、非農業部門における女性労働者の割合もまだ低い水準である。したがって、国政への参加、就業に関するジェンダー平等のための更なる取組が必要である。目標4は乳幼児の健康に関するものである。乳児死亡率は年々低下していることが見て取れる。第11次5カ年計画には1,000人当たり28人にまで抑えることを目標としており、今後も低下に向けた取組が行われる。目標5の妊産婦の健康については、妊産婦死亡率が指標としてとりあげられている。その値は2007年時点で、1,000人当たり4.5人であり、第11次5カ年計画で目標とされている1,000人当たり1人とはまだ開きがある。目標6に関する指標としては、HIV感染率が挙げられている。HIV感染率は、近年上昇傾向にあり、改善しているとはいえない。目標7の環境保護についての指標としては二酸化炭素排出量、飲料水へのアクセス、トイレへのアクセスがとりあげられている。二酸化炭素排出量は、インドの急速な経済成長を反映して増加している。また、浄化した水源を利用できる人々の割合は89%まで上昇している一方で、衛生施設(トイレ)を利用可能な人々の割合は、近年上昇しているものの、絶対水準としては28%という低い値に止まっている。目標8は、先進国に向けられた目標である。参考までにこの目標に関する推移を見ると、1人当たりの援助額はインド政府の援助受入れ方針、人口増加を反映して、減少傾向にある。また、IT関連サービス(インターネット、携帯電話、固定電話)普及率は上昇傾向にある。

²⁷ Planning Commission (2008)

表 3-20 ミレニアム開発目標の達成状況

ミレニアム開発目標	1990	1995	2000	2005	2008
目標1: 極度の飢餓と貧困の撲滅					
15 歳以上の雇用率(%)	59	59	57	56	55
15～24 歳の雇用率(%)	47	47	42	40	39
雇用者当りの GDP 年間成長率(%)	2	4	2	7	5
国内消費全体において下位 20%の人々が占める割合	..	..	..	8.1	..
5 歳未満の低体重児の割合(%)	..	..	44.4	43.5	43.5
一日 1.25ドル未満の貧困差(購買力平価)(%)	16	14	..	11	..
一日 1.25ドル未満で生活する人々の割合(%)	54	49	..	42	..
栄養不良の人々の割合(%)	24	21	..	21	..
目標2: 普遍的初等教育の達成					
15～24 歳の女性の識字率(%)	49	..	68	77	77
15～24 歳の男性の識字率(%)	74	..	84	87	87
初等教育最終学年までの持続率(%)	..	..	59	66	..
初等教育終了率(%)	64	74	72	85	86
初等教育就学率(%)	..	..	85	94	94
目標3: ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上					
国会における女性議員の割合(%)	5	7	9	8	9
高等教育における男子生徒に対する女子生徒の割合	54	..	66	71	72
初等教育における男子生徒に対する女子生徒の割合	74	82	85	96	96
中等教育における男子生徒に対する女子生徒の割合	60	..	71	82	83
非農業部門における女性労働者の割合(%)	12.7	14.4	16.6	18.1	..
目標4: 幼児死亡率の削減					
生後 12～23 ヶ月の幼児がはしか予防接種を受けた割合(%)	56	72	54	64	67
乳児死亡率(1000 人に対する割合)	80	74	68	58	54
5 歳未満児の死亡率(1000 人に対する割合)	117	104	91	77	72
目標5: 妊産婦の健康の改善					
15～19 歳女性の受精率(1000 人に対する割合)	..	96	86	73	68
医療従事者の立会いによる出産の割合(%)	..	34	43	47	47
15～49 歳女性の避妊普及率	43	41	47	56	56
妊産婦死亡率(100,000 人に対する割合)	..	..	..	450	..
妊娠女性が胎児検診を受診する割合(%)	..	49	60	74	74
15～49 歳女性避妊希望者に対する実施者の比率	..	17	16	13	13
目標6: HIV/AIDS、マラリア、その他の疾病の蔓延防止					
5 歳未満児への抗マラリア薬の投与率(%)	..	..	12	8	8
15～24 歳女性における避妊具普及率(%)	..	..	..	18	18
15～24 歳男性における避妊具普及率(%)	..	..	..	37	37
結核感染率(100,000 人に対する割合)	168	168	168	168	168
15～24 歳女性の HIV 感染率	..	..	..	0.3	0.3
15～24 歳男性の HIV 感染率	..	..	..	0	0
15～49 歳の HIV 感染率	0.1	0.2	0.5	0.4	0.3
DOTS により発見され、治療された結核患者の割合(%)	..	0	12	60	68
目標7: 環境の持続的可能性の確保					
二酸化炭素排出量(1 人当たりトン)	0.8	1.0	1.1	1.3	..
国土面積に対する森林面積の割合(%)	22	22	23	23	..
適切な衛生施設を利用可能な人々の割合(%)	14	18	23	28	28
浄化した水源を利用可能な人々の割合(%)	71	77	82	89	89
国土面積に対する国定保護地域の割合(%)	..	..	..	5.1	5.1
目標8: 開発のためのグローバル・パートナーシップの推進					
一人当たり援助額(現在 US ドル)	2	2	1	2	1
債務返済の輸出に対する割合(%)	29	32	16	11	4
インターネット利用者数(100 人に対する割合)	0.0	0.0	0.5	3.8	7.2
携帯電話加入者数(100 人に対する割合)	0	0	0	8	30
固定電話加入者数(100 人に対する割合)	1	1	3	5	3

出所: World Bank World Development Indicators Database 2009

3-2 インドの開発計画

インドの基本的な開発政策は、インド政府計画委員会(Planning Commission)が策定する「5カ年計画」に記されている。第1次5カ年計画が策定されたのは1951年であり、現在は第11次5カ年計画(2008年策定)に基づいた施策が実行されている。

今回の評価対象である2006年から2008年は、第10次5カ年計画及び第11次5カ年計画にまたがる期間であるため、以下では、両計画の概要について述べる。

3-2-1 第10次5カ年計画

第10次5カ年計画はインド政府計画委員会により策定され、2002年に国家開発評議会により承認された。本計画は2002年から2007年までの期間を対象とし、3巻(1巻で国家戦略、2巻でセクターごとの政策及びプログラム、3巻で州ごとの戦略を定めている)から構成されている。

本計画では経済成長を目標に掲げるとともに、人間の幸福増進を目標に掲げ、(1)適切な食糧や消費財の消費、(2)教育、保健、飲料水など基本的な社会サービスの提供、(3)経済・社会的な機会の拡大、(4)格差の是正、(5)意志決定への参加、を重点目標としている。第10次5カ年計画では、計画期間中あるいは期間後に到達すべき指標を次のように定めている。

- ・ 計画実施中の年間 GDP 成長率 8%達成
- ・ 貧困人口比率を 5%ポイント抑制(2007 年)、15%ポイント抑制(2012 年)
- ・ 労働力の増加に伴う、有給かつ良質な雇用の提供
- ・ 全児童が学校に入学(2003 年)、全児童が 5 年間の教育を修了(2007 年)
- ・ 識字率の男女差を 50%未満とする(2007 年)
- ・ 計画期間内に識字率を 75%まで引き上げる
- ・ 2001 年から 2011 年の人口増加率を 16.2%以下とする
- ・ 乳幼児死亡率を出生 1,000 当たり 45 人(2007 年)、28 人に抑制(2012 年)
- ・ 妊産婦死亡率を出生 1,000 当たり 2 人(2007 年)、1 人に抑制(2012 年)
- ・ 全村落で飲料水へのアクセスを確保
- ・ 賃金率の男女差を 50%未満とする(2007 年)
- ・ 森林、樹木の面積を 25%まで増加(2007 年)、33%まで増加(2012 年)
- ・ 主要な河川の水質改善(2007 年)、2012 年までに他の河川にも拡張

3-2-2 第11次5カ年計画

第11次5カ年計画は2008年に承認され、2007年から2012年を対象としている。基本理念を「迅速で包括的な経済成長の実現」とし、全国民に幅広い利益と機会の均等を保障するような成長を遂げることを目標としている。この基本理念は、(1)貧困抑制及び雇用機会創出に資する迅速な成長、(2)貧困層への保健及び教育の提供、(3)機会均等、(4)教育や能力開発による権限付与、(5)環境持続性、(6)良好なガバナンス、(6)ジェンダー平等の各項目に反映されており、これらの項目は相互に関連するものと規定されている。

また、本計画では、包括的な成長を達成するため、計画期間中に到達すべき6つの分野ごと社会・経済指標を以下のように定めている。

<所得と貧困>

- ・ 計画実施中の年間GDP成長率平均9%(計画終了時には10%を達成)とし、国民所得を倍増
- ・ 農業部門のGDP成長率4%達成
- ・ 7,000万件の雇用創出
- ・ 高学歴労働者の失業率を5%未満に抑制
- ・ 非熟練工の実質賃金率を20%引き上げる
- ・ 消費貧困を10%ポイント抑制(全人口比)

<教育>

- ・ 初等教育中途退学率を52.2%(2003/04年度)から20%(2011/12年度)に抑制
- ・ 初等教育における教育実績の最低基準を構築
- ・ 7歳以上の識字率を85%まで引き上げる(2011/12年度)
- ・ 識字率の男女差を10%ポイント引き下げる(2011/12年度)
- ・ 高等教育進学率を10%(現状)から15%に引き上げる(2011/12年度)

<保健>

- ・ 乳児死亡率を出生1,000当たり28人に抑制、妊産婦死亡率を出生1,000当たり1人に抑制(計画終了時)
- ・ 合計特殊出生率を2.1%に抑制(計画終了時)
- ・ 清潔な飲料水を全国民に供給(2009年)
- ・ 0～3歳児の栄養失調を半減(計画終了時)
- ・ 女性、女児の貧血を半減(計画終了時)

<女性と子供>

- ・ 0～6歳児の女性比率を935(対1,000男児)(2011/2012年)、950(2016/2017年)に引き上げる

- ・ 政府公共計画受益者に女性・女兒が占める割合を 33%以上に引上げる
- ・ 児童労働の廃止

<インフラ>

- ・ 全村落、貧困世帯に電力網整備(2009 年)、電力の 24 時間安定供給(計画終了時)
- ・ 人口 1000 人以上の村落・500 人以上の山岳部族集落(2009 年)、全村落(2015 年)の道路整備
- ・ 全村落に電話網を整備(2007 年)、ブロードバンド接続の供給(2012 年)
- ・ 全国民に土地を供給(2012 年)、農村貧民層の住宅建設を加速(2016/2017 年)

<環境>

- ・ 森林、樹木の面積を 5%ポイント増加
- ・ 主要都市の空気の大気清浄度を WHO の許容基準まで引上げる(2011/2012 年)
- ・ 都市排水処理、河川の水質改善(2011/2012 年)
- ・ エネルギー効率を 20%ポイント向上(2016/2017 年)

3-2-3 インディア・ビジョン 2020

「インディア・ビジョン 2020」は、2020 年までにインドが到達すべき将来像を示した文書である。計画委員会が中心になって策定し、2002 年に公表された。

本文書では、1 人当たり所得を 2002 年から 2020 年までの間に 4 倍にすれば、上位中所得国(アルゼンチン、チリ、ハンガリー、メキシコ、南アフリカ等)の水準に到達できるとし、これら上位中所得国の開発指標を 2020 年にインドが目指すべきゴールとして設定している。

表 3-21 インドの開発指標(2002 年と 2020 年の比較)

開発指標	2002 年	2020 年のインド (上位中所得国並み)
貧困人口比率	26.0%	13.0%
所得分布(ジニ係数 100 を平等とする)	37.8	48.5
失業率	7.3%	6.8%
成人男性成人の識字率	68%	96%
成人女性成人の識字率	44%	94%
初等教育就学率	77.2%	99.9%
GNP に占める公共教育支出の割合	3.2%	4.9%
平均寿命	64 歳	69 歳
乳児死亡率(1,000 人当たり)	71 人	22.5 人
幼児栄養不良率	45%	8%
GNP に占める公共保健支出の割合	0.8%	3.4%
1 人当たり商業エネルギー消費(石油換算 kg)	486kg	2002kg

1人当たり電力消費	384kwh	2460kwh
人口1,000人当たりの電話台数	34台	203台
人口1,000人当たりのパソコン台数	3.3台	52.3台
人口1,00万人当たり研究開発従事者数	149人	590人
GDPの産業別構成		
農業	28%	6%
工業	26%	34%
サービス業	46%	60%
GDPに占める国際貿易	3.6%	35%
粗固定資本形成に占める外国直接投資	2.1%	24.5%
GDPに占める外国直接投資	0.1%	3.5%

出所: Planning Commission (2002a) *Report of the Committee on India Vision 2020*

インディア・ビジョン 2020 では、これらの開発指標を達成するための重点目標を以下のように設定している。

- ・ 数百万の家庭の貧困脱却
- ・ 特に低所得集団を対象に、年間約 1,000 万件の雇用を創出
- ・ 非識字の根絶
- ・ 初等中等教育の普及、中途退学の抑制
- ・ 公衆衛生の改善、乳児死亡率と小児栄養失調の抑制
- ・ エネルギー供給、通信事業、その他設備・社会インフラへの大規模投資
- ・ 技術移転の加速、農業・工業・サービス部門の生産性向上
- ・ 貿易、海外投資におけるプレゼンスの向上

3-2-4 統一進歩同盟（UPA）共通政策綱領

UPA 共通政策綱領は、2004 年に成立した UPA 政権が新政権の政策を表明したもので、雇用、農業、教育、保健、福祉、食糧安全保障、インフラ等の多分野における政策を明記している。経済政策では「人の顔を伴った経済改革」を推進し、経済成長、投資、雇用の刺激に結びつけたいとしている。また、以下の 6 項目を UPA 政権による政権運営の原則としている。

- ・ 社会的融和の促進と蒙昧主義、原理主義の排除
- ・ 年率 7-8%の経済成長の維持、雇用の創出
- ・ 農民の福利厚生の実現、生活の安定
- ・ 女性の政治、教育、経済における社会進出
- ・ 被差別グループ、マイノリティの教育、雇用における機会公平
- ・ 企業家、科学者などの創造力と、社会的生産力の向上

3-3 ドナーの動向

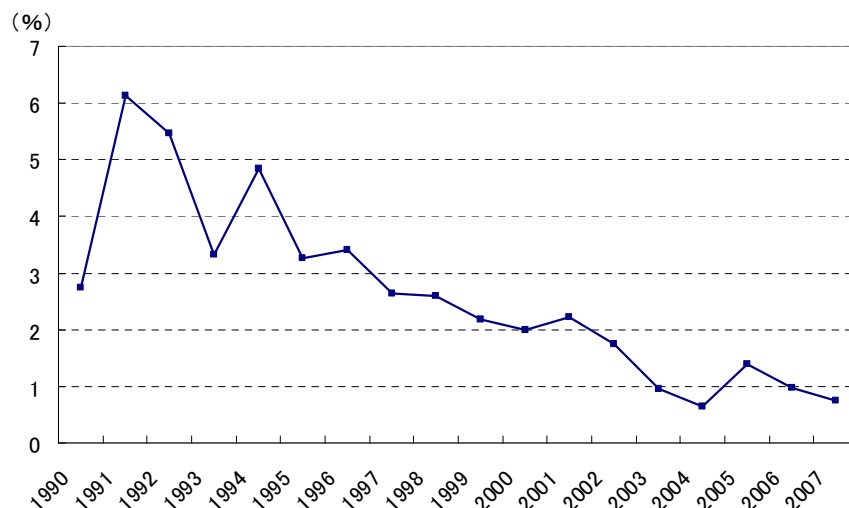
3-3-1 二国間援助と国際機関を通じた援助動向の概観

1. インドの援助受入れに対する考え方

インド政府は概して外国からの援助の受入れを好まない傾向にあるといえる。その背景には、1966年、インド政府が世界銀行からの15億ドルの融資の条件としてルピーの切り下げを行ったが、米国がインド・パキスタンの関係悪化を理由に援助を打ち切り、世界銀行も米国に同調し融資を行わなかったことがあると考えられる。インド政府がドナーによる協調行動に対し積極的な姿勢を示さないのも、ドナーによる内政干渉を危惧しているからと考えられる²⁸。

インド中央政府支出に占める政府開発援助(二国間・多国間援助)の割合は、図3-2に示すとおりである。1991年に6.1%であったが、その後低下し2007年には0.7%となっている。さらに、GNI(国民総所得)に占めるODA援助額の割合は、1960年代は平均約2%を占めているが、その後低下を続け、1993年以降は1%を切っている。総資本形成に対する割合は、1967年に18%を超えていたがその後低下し、1993年以降には2%を切り、2007年には0.1%となっている。

図 3-2 インドにおける ODA 援助額の対中央政府支出比²⁹



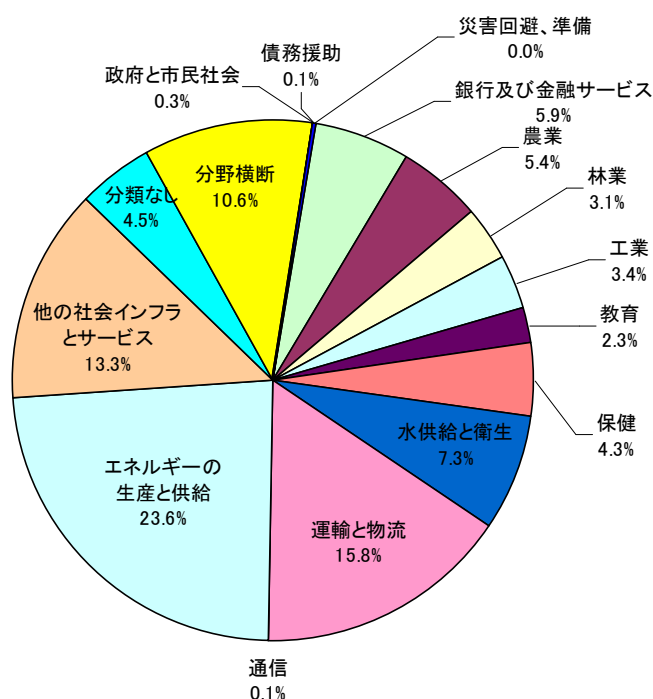
出所: World Bank, World Development Indicators Database 2009

²⁸ 国内ヒアリングより

²⁹ ここで言う ODA 援助額とは、二国間・多国間援助を含み、ローンの支払とグラントを含むものである。

対外援助を受け入れる際、各セクターにどの程度援助を投入しているかを表しているのが、図3-3である。対外援助の受入額は、インフラ分野（運輸と物流、エネルギー生成と供給、他の社会インフラとサービス）が半分以上を占め、産業分野（金融、農業、林業、工業）が 17.8%、教育が 2.3%、保健衛生（保健、水供給と衛生）が 11.6% となっている。

図 3-3 各セクターへの対外援助額受入れ



出所: Coordination & Decision Support System on External Assistance, Department of Economic Affairs, Ministry of Finance ホームページを基に作成

インド政府は 2005 年に対外援助受入れに関するガイドラインを発表しており、同ガイドラインによると、インド政府は G8 メンバー国（米国、英国、日本、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、ロシア）及び欧州連合（EU）からのみ二国間援助を受け入れるとしている³⁰。また、自治体、大学、NGO への直接援助は、前述の国以外からも簡易手続きを経た上で、実施を許可している³¹。

³⁰ EU で G8 に所属しない国については、2500 万 US ドル以上の援助であれば受け入れるとしている。

³¹ Department of Economic Affairs, Ministry of Finance (2005) *Guidelines for Development Co-operation with the Bilateral Partners*

2. 主要ドナーの動向

対インド支援の主要ドナーは、世界銀行（IBRD、IDA）、アジア開発銀行（ADB）、欧州委員会（EC）、日本、英国、ドイツである。世界銀行が金額面で最大のドナーであり、次いで日本、ADB となっている。表3-22は、1980年代から2007年までの主要ドナーの対インド援助額を示している。2005年から2007年の間、オランダ、米国、フランスの援助額が0となっている。

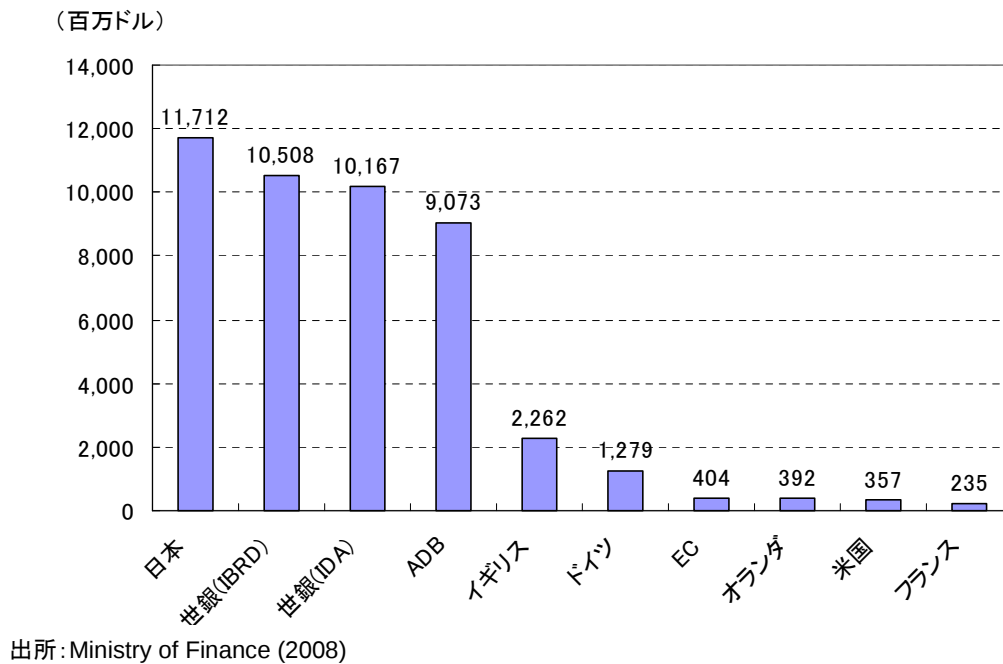
表 3-22 主要ドナーの援助額(単位:US 百万ドル)³²

主要ドナー	援助の種類	1980-1981	1990-1991	2000-2001	2001-2002	2002-2003	2003-2004	2004-2005	2005-2006	2006-2007
日本	貸付	58.9	914.5	784.1	421.3	1,009.1	1,055.3	1,136.1	4,150.1	1,539.6
	グラント	19.0	34.3	2.2	1.0	0.6	1.4	1.8	53.1	529.2
	合計	77.9	948.8	786.3	422.3	1,009.7	1,056.7	1,137.9	4,203.2	2,068.8
WB(IBRD)	貸付	458.0	1,236.7	1,495.3	1,649.1	1,228.4	717.4	762.7	1,355.5	1,503.0
	グラント	...	...	85.9	0.2	5.8	0.5	4.6	2.3	2.5
	合計	458.0	1,236.7	1,581.2	1,649.3	1,234.2	717.9	767.3	1,357.8	1,505.5
WB(IDA)	貸付	1,945.8	946.6	905.9	883.0	1,121.2	735.6	1,384.8	626.6	1,577.6
	グラント	...	...	1.2	28.1	...	1.0	3.1	1.7	5.0
	合計	1,945.8	946.6	907.1	911.1	1,121.2	736.6	1,387.9	628.3	1,582.6
ADB	貸付	...	446.9	1,155.0	1,380.1	804.7	740.1	1,928.6	943.1	1,523.1
	グラント	...	...	...	...	50.9	...	0.0	100.0	0.0
	合計	...	446.9	1,155.0	1,380.1	855.6	740.1	1,928.6	1,043.1	1,523.1
英国	貸付	...	144.1	474.7	398.9	76.2	378.8	591.6	197.3	...
	グラント	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	合計	...	144.1	474.7	398.9	76.2	378.8	591.6	197.3	...
ドイツ	貸付	272.1	595.9	187.7	70.4	15.5	...	...	...	25.5
	グラント	...	6.4	5.5	14.2	10.8	9.9	31.5	...	33.5
	合計	272.1	602.3	193.2	84.6	26.3	9.9	31.5	...	59.0
EC	貸付	...	...	175.5	...	...	42.7	...	185.5	...
	グラント	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	合計	...	...	175.5	...	...	42.7	...	185.5	...
オランダ	貸付	85.6	56.3	...	...	...	...	...	...	...
	グラント	27.9	70.3	6.5	68.1	76.0	...	0.8	...	...
	合計	113.5	126.6	6.5	68.1	76.0	...	0.8	...	...
米国	貸付	170.7	...	...	...	...	...	...	...	...
	グラント	33.9	21.0	0.2	25.0	20.4	85.3	...	...	...
	合計	204.6	21.0	0.2	25.0	20.4	85.3	...	...	...
フランス	貸付	230.1	0.7	...	...	4.6	...	...	...	...
	グラント	...	...	...	...	...	...	...	...	...
	合計	230.1	0.7	...	...	4.6	...	...	...	...
全ドナー合計	貸付	4,768.9	4,236.4	3,769.3	4,438.7	4,183.5	3,300.8	5,212.2	3,912.2	6,209.8
	グラント	95.9	291.0	206.3	711.1	244.4	525.9	703.7	368.1	773.0
	合計	4,864.8	4,527.4	3,975.6	5,149.8	4,427.9	3,826.7	5,915.9	4,280.3	6,982.8

出所: Ministry of Finance (2008) *Economic Survey 2007-2008*

³² インド政府による承諾(authorization)ベース。

図 3-4 主要ドナーの援助額(単位:US 百万ドル)(1980 年-2007 年)



主要ドナーの戦略文書によれば、インド領土が広大であること、あるいは州による貧富の差があること等を考慮し、重点州アプローチを採用するドナー（世界銀行、ADB、英国、米国等）が存在する一方で、重点州アプローチを採らないドナーもいる（日本、ドイツ等）。各ドナーの中央政府または州政府への援助額の比率を表3-23に示す。

重点州アプローチをとるドナー（世界銀行、ADB、英国）は、州政府への援助の割合が高いが、米国は中央・州への援助額がほぼ同額である。またドイツ、ロシア、国連開発計画（UNDP）、スウェーデン、国連人口基金（UNFPA）、スイス等は中央政府への援助が多く、日本・EC は中央及び州への援助が同程度であった。

インド政府は、ドナーが州政府と直接援助について交渉を行うことを禁止しており、日本もその方針に従い、中央政府を通じた州政府援助を行っている。中央政府が州政府の支援ニーズを汲み取り、日本に支援要請を行うので、日本のODAプロジェクトはインド全土に分散するという特徴がある。一方で世界銀行は州政府との直接交渉を行っている³³。

³³ 外務省へのヒアリングより

表 3-23 1970 年代-現在進行中のプロジェクトの支出純額
(中央政府/州への援助額比較)³⁴

ドナー	中央政府への援助		州政府への援助	
	支出純額 [百万ドル]	支出純額 [%]	支出純額 [百万ドル]	支出純額 [%]
日本	4,760.220	50.3%	4,694.960	49.7%
ADB	4,503.418	46.4%	5,194.723	53.6%
世界銀行 (IBRD)	4,155.350	39.9%	6,261.294	60.1%
世界銀行 (IDA)	3,499.947	34.0%	6,798.926	66.0%
ドイツ	1,282.125	60.0%	853.839	40.0%
ロシア	1,273.368	82.6%	267.541	17.4%
英国	1,135.759	39.6%	1,734.292	60.4%
EC	447.590	50.5%	438.871	49.5%
米国	134.554	49.7%	136.338	50.3%
オランダ	121.569	27.8%	316.116	72.2%
UNDP	87.061	60.6%	56.521	39.4%
グローバルファンド	79.771	24.7%	243.538	75.3%
スウェーデン	71.641	85.7%	11.971	14.3%
フランス	70.341	13.2%	463.384	86.8%
UNFPA	50.865	71.6%	20.208	28.4%
デンマーク	34.094	39.1%	53.201	60.9%
スイス	32.847	65.9%	16.971	34.1%
IFAD	23.064	16.8%	114.346	83.2%
サウジアラビア	22.706	100.0%	0.000	0.0%
カナダ	21.577	77.7%	6.195	22.3%
IDA(世界銀行)	15.061	97.4%	0.400	2.6%
オーストリア	13.988	100.0%	0.000	0.0%
ノルウェー	8.742	50.8%	8.478	49.2%
OPEC	8.040	18.7%	34.912	81.3%
イタリア	4.945	85.1%	0.863	14.9%
Kuwait Fund	1.462	8.4%	16.027	91.6%
Universal Postal Union	0.315	100.0%	0.000	0.0%
UNIFEM	0.049	100.0%	0.000	0.0%
WFP	0.023	100.0%	0.000	0.0%
WHO	0.003	100.0%	0.000	0.0%
ベルギー	0.00	0.0%	0.15	100.0%
合計	21,861.65	44.1%	27,744.07	55.9%

出所: Coordination & Decision Support System on External Assistance ホームページを基に作成

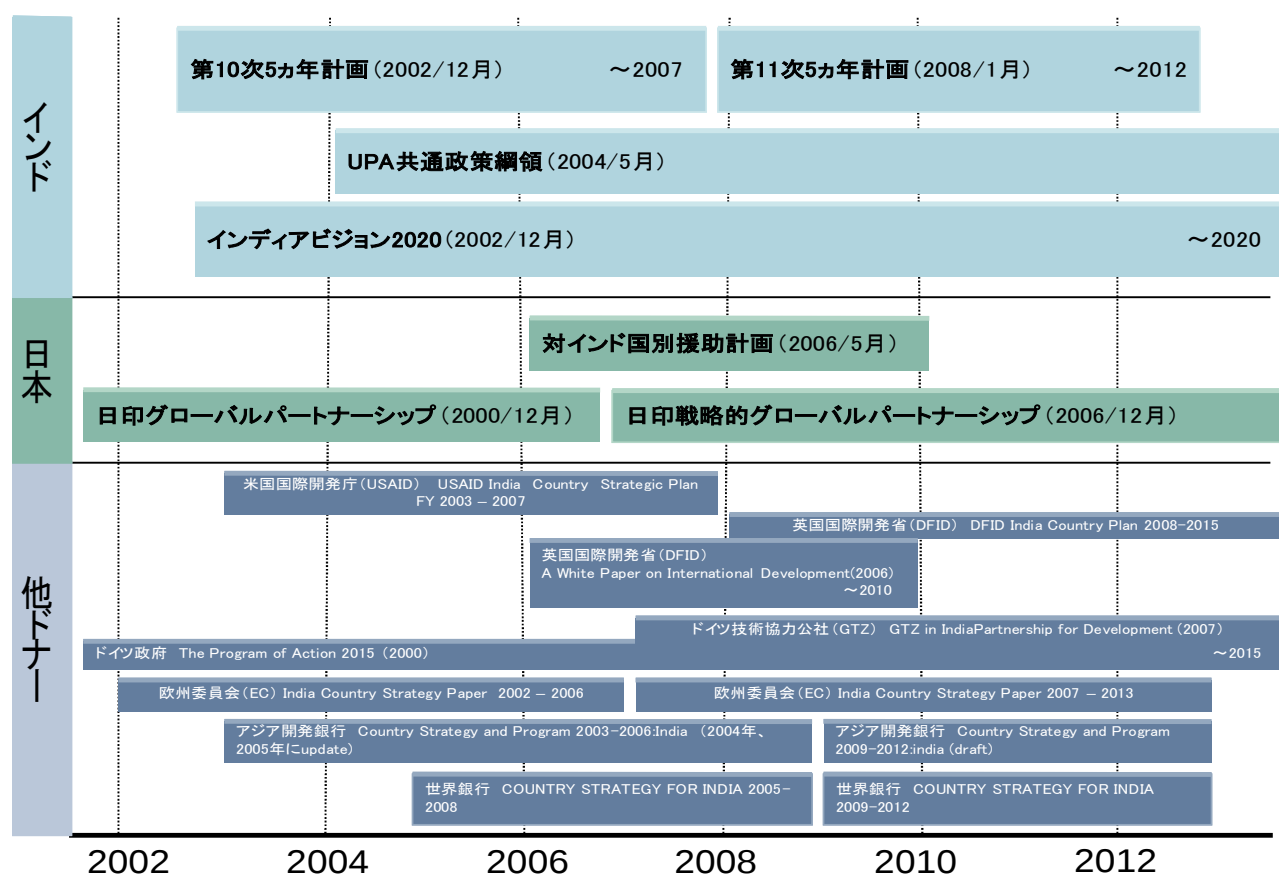
凡例	
	: 重点州アプローチをとっている国、機関
	: 中央政府を通じたアプローチをとっている国、機関
	: 援助額が低い国、機関

³⁴ ただし、DEA が中央政府・州政府への援助を分類する際にどのような基準を用いたかは明記されていない。

3. 主要ドナーの対インド支援戦略

図3-5に、インド開発政策および、日本と他ドナーの対インド援助政策を時系列的にまとめた。これによると、主要ドナーの開発計画がインドの開発政策、特に5カ年計画と同時期に策定されていることがわかる。このように主要ドナーの対インド支援戦略は、インド政府の開発政策の策定期と整合的となっている。

図 3-5 インド開発政策及び各国・各機関の対インド援助政策



出所：各国・機関ホームページより作成

3-3-2 国際機関の動向

1. 世界銀行

世界銀行は1944年からインドへの支援を開始し、世界銀行グループ傘下のIBRDとIDAが中心となって支援を展開している。IBRDは貧困削減のために中所得国に開発援助を行い、IDAは最貧困国に援助を行っている。両機関は職員・本部共に共通で、補完関係にある³⁵。

世界銀行の対インド支援戦略は、Country Assistance Strategy for India(CAS)にまとめられている。前CASは2005-2008年、現行CASは2009-2012年を対象としている。前CASは、インド第10次5カ年計画を踏まえて策定されており、インドの目指すべき目標として、「ミレニアム開発目標の達成」及び「インドの貧困削減計画の達成(第10次5カ年計画)」を挙げている。これらの目標を達成するための重点支援分野として、(1)政府の効率向上、(2)人的投資及び地域社会への権限付与、(3)民間主導の経済成長の促進を設定している。それぞれの重点支援分野で行う具体的な施策を挙げると、(1)では財政管理の強化、公共予算の貧困層への分配、ガバナンスの向上、(2)では権限付与、全国民への教育提供、貧困層の健康リスク低減、感染症流行の抑制、(3)では適正なインフラの提供、農村部の経済成長、競争力のある経済活動の育成、等となっている。

現行CASは第11次5カ年計画を軸として策定されており、インド政府による第11次5カ年計画の達成に向けた支援を行うことが表明されている。重点支援分野として、(1)迅速で包括的な成長、(2)持続可能な発展、(3)サービス供与の有効性増進を掲げ、2009年から2012年の間に140億USドルを援助するとしている。また分野横断的な取組として、公共財の有効活用を挙げており、ガバナンスが重要な役割を果たすとしている。

旧CASと現行CASに共通しているのは、中央政府と州政府には異なるアプローチをとるべきであり、重点州を設けて援助を行うという方針を示していることである。また特定の州においてADB、DFIDと協力することを明記している。旧CASでは重点州として12州(アーンドラ・プラデーシュ、アッサム、ビハール、ジャールカンド、カルナータカ、マディヤ・プラデーシュ、マハシュトラ、オリッサ、ラージャスターン、タミル・ナードゥ、ウッタル・プラデーシュ、西ベンガル)を挙げ、特に貧困層の多いビハール、ジャールカンド、オリッサ、ウッタル・プラデーシュの4州との関係を強化するとしている。現行CASでは、重点州を貧困州・中所得州とに区分し、異なる戦略をとると述べている。ここでは、貧困州として、ビハール、オリッサ、ウッタル・プラデーシュ、マディヤ・プラデーシュ、ラージャスターン等、中所得州としてマハシュトラ、西ベンガル、タミ

³⁵ World Bank ホームページ、<http://go.worldbank.org/J4OW7MGS80>

ル・ナードゥ、カルナータカ、アーンドラ・プラデーシュ等を挙げている。

注目すべき点として、現行 CAS はインド政府との対話により、インドの援助ニーズを引き出し、それらを踏まえて CAS を策定しているという点が挙げられる。さらに州政府からのニーズは、インド財務省経済局が主催した海外援助に関するワークショップにおいて把握している³⁶。

2. アジア開発銀行(ADB)

ADB は 1986 年からインドへの支援を開始し、2008 年 12 月現在まで約 20 億 US ドルの融資を行ってきた。さらに 1988 年からは技術協力による支援を行っており、この援助額は 1 億 8 千万 US ドルに上る。またインドにおいて、世界銀行、英国 (DFID)、日本 (JBIC)、EC と協力関係を築き、合同のセクター戦略の策定・協調融資・情報共有等を行っている。

アジア開発銀行は対インド支援戦略を、Country Strategy and Program : India(CSP)にまとめている。現在の戦略は CSP2009-2012 に基づいており、CSP はインドの開発ニーズと整合性を持つように、適宜改訂されている。さらに Country Operations Business Plan を 2006 年、2007 年、2008 年に作成し、刻々と変化する開発ニーズへ対応している。CSP2009-2012 の作成にあたり、ADB はインド第 11 次 5 カ年計画を踏まえたものとするため、インド政府と協議を重ねてきた³⁷。

前 CSP(2003-2006)は、第 10 次 5 カ年計画と整合性を持つように策定されており、開発目標に「貧困削減」を掲げ、この目標を支える 3 本柱として、(1)良好なガバナンス、(2)経済成長、(3)社会的発展を立てている。また、重点支援分野として、(2)経済成長に関しては、財政再建、民間部門・インフラ・農業及び農村部の発展、(3)社会的発展では都市基盤整備、保健・教育・環境・ジェンダーへの介入を挙げている。特に(2)経済成長に関する支援は、貧困州において力を入れると表明している。

現行 CSP の戦略の柱は 4 本あり、(1)包括的で持続可能な成長への支援、(2)革新的ビジネスや資金調達を通じての投資、(3)結果志向性のあるプロジェクト設計と実行、(4)地域間協力への支援である³⁸。

なお、ADB は、2007 年に、1986 年から 2006 年までの 20 年間にわたる支援の評価を実施、公表した³⁹。同報告書は、過去の支援はおおむねインドの開発計画と整合的であり、全般として「成功(successful)」と結んでいるが、今後の改善点として、重点

³⁶ World Bank (2008) *Country Assistance Strategy For India 2009-2012*

³⁷ ADB (2008a) *Country Operations Business Plan: India 2009*

³⁸ ADB(2009) *India Country Partnership Strategy 2009-2012*

³⁹ ADB (2007) *Country Assistance Program Evaluation for India*
<http://www.adb.org/documents/capes/ind/cape-ind-2007.asp>

州やセクターのより戦略的な選定、オペレーションの拡大を支えるための職員等への支援や体制強化、そしてインド事務所への権限移譲などを提言している。

3. 国連開発計画(UNDP)

UNDP は国連(UN)の世界的な開発ネットワークであり、インドにおける支援はインド事務所を拠点に行われている。UNDP はミレニアム開発目標の達成を上位目標としており、対インド支援戦略に関しては、インドの 5 カ年計画と整合性を持つようカントリープログラム(Country Programme for India)としてまとめている。

旧カントリープログラムは 2003 年ー2007 年の期間をカバーしており、重点分野として(1)人材開発とジェンダーの平等、(2)地方分権化のための能力開発、(3)貧困軽減と持続的な生計向上、(4)脆弱性の低減と環境持続性、を挙げている。2007 年 7 月に発表された現カントリープログラムは 2008 年ー2012 年の期間を対象としており、インド第 11 次 5 カ年計画の内容に沿ったものとなっている。重点分野は(1)貧困削減、(2)HIV/AIDS 対策、(3)民主的ガバナンスの育成、(4)災害リスク管理、(5)環境と持続可能な発展、予算は 2 億 5 千万 USドルである(UNDP の財源から 7 千万 USドル、他ドナーの財源から 1 億 3 千万-1 億 8 千万 USドル)。

支援の原則として、インド財務省経済局の監督の下、インド中央各省、州政府、市民社会、NGO、UNDP を含む国連機関がプログラムを実施することとしている。プログラムの評価・策定は、現地のプロジェクト評価委員会(Local Project Appraisal Committee)が行い、この委員会にはインド中央政府各省、インド財務省経済局、UNDP が参加し、必要に応じて他の関係者(州政府、市民社会組織、NGO 等)が参加する。他の関係者の参加についてはインド財務省経済局と事前に協議を行う⁴⁰。

4. 国際農業開発基金(IFAD)

IFAD は国連の専門機関として 1978 年より業務を開始し、インドへは 1979 年から支援をはじめ、現在までに合計で 23 プロジェクト、金額で 18 億 5770 万 USドルの支援を行ってきた。また世界食糧計画(WFP)、DFID、IDAと強い協力関係を持って、支援を行っている。現在の対インド支援戦略は 2005 年-2009 年を対象期間とし、農村部の貧困層への経済的・社会的資源へのアクセス確保を目標の中心に据えている。

⁴⁰ UNDP (2007) *Country Programme Action Plan 2008-2012*

3-3-3 二国間援助の動向

1. 英国

英国の発展途上国に対する政府開発援助は、DFID が主導して行っている。DFID の最大の支援国はインドであり、事務所はニューデリーにある。最近の支援実績は 2002 年-2007 年で 10 億ポンドである。

DFID の直近の対インド支援戦略は、インド第 11 次 5 年計画を基に策定した India Country Plan 2008-2015 である。この戦略では、インドを「グローバル」、「開発途上」、「貧困」の 3 つの側面からとらえ、「グローバル」なインドと共にミレニアム開発目標の達成に向けて努力することとしている。さらに、「開発途上」「貧困」への対処として、(1)教育、(2)包括的な経済成長、(3)保健と栄養、(4)ガバナンス改革、を重点的に支援する。また DFID は重点州アプローチをとっており、アーンドラ・プラデーシュ、西ベンガル、オリッサ、マディヤ・プラデーシュ、ビハールの 5 州への支援を積極的に行っている。加えて、ドナー協調への取組として、世界銀行、ADB、国連児童基金 (UNICEF)、UNDP、国際労働機関 (ILO)、USAID、EC とパートナーシップ合意を締結している⁴¹。

また DFID は州別の支援戦略を立てている。2001 年策定のアーンドラ・プラデーシュ州への戦略では、支援の目的を、州内の貧困削減のために成長を加速させることとし、そのための重点支援分野として、(1)人間開発アウトカム向上、(2)生活保障、(3)ガバナンス改革と財政安定化、(4)貧困層の女性と社会的弱者への権限付与、(5)意思決定の影響評価、をとりあげている。また、2005 年策定のオリッサ州への戦略では、インド第 10 次 5 年計画とミレニアム開発目標の達成を目的とし、重点分野を(1)責任ある統治と資源の有効活用による貧困削減、(2)貧困層への保健・教育享受の促進、(3)農村部の生計の持続的向上と貧困層への機会提供、としている。また分野横断的な取組として、(1)不平等の低減、(2)災害リスクマネジメント、(3)市民と政府の対話、を行なうとしている。両州の戦略では、支援プログラムをインド政府・各州政府の協力の下、実行していくことを明言している。

なお、DFID は、英国議会(下院)内の国際開発委員会の要請に基づき、2000 年-2005 年の間の対インド支援の効果や効率性に関する評価を行った⁴²。それによると、DFID の支援はインド側の計画やニーズにも合致したもので、支援の効果は高かった (substantial) と評する一方で、(セクターワイドアプローチなど)現場に根ざした援助マネジメントが手薄になり、支援の効果(被益者の状況)がモニタリングしづらい状況も生じてきた点を挙げ、今後、中央レベルで執行している支援のインパクト評価を行う

⁴¹ DFID ホームページ <http://www.dfid.gov.uk/Where-we-work/Asia-South/India/Major-Challenges/>

⁴² DFID(2006) *An evaluation of DFID's India programme 2000- 2005*
<http://www.oecd.org/dataoecd/52/50/37387498.pdf>

必要があるとしている。これを踏まえ、2008 年 11 月には、DFID とインド政府計画委員会は共同でインパクト評価を実施すると発表している。

2. ドイツ

ドイツの政府開発援助政策は 2001 年策定の「行動計画 2015 (Programme of Action 2015)」に基づいており、この中でミレニアム開発目標の達成を強く支持している。ドイツは 1958 年からインドへの支援を行っているが、2007 年のドイツーインド政府間合意により、(1)持続可能な経済成長、(2)環境政策・自然資源の保護及び持続的利用、(3)エネルギー、を重点分野としている。

ドイツ経済協力開発省 (BMZ) の代行としての援助実施機関は、ドイツ技術協力公社 (GTZ) とドイツ復興金融公庫 (KfW) であり、GTZ は技術協力中心、KfW は資金援助を中心としている⁴³。GTZ と KfW はニューデリーに合同事務所を持ち、対インド支援のドイツ側窓口となっている。この事務所にはドイツ投資・開発協会 (Deutsche Investitions und Entwicklungsgesellschaft mbH: DEG) も所属しており、民間会社への投資を行っている⁴⁴。GTZ の重点分野は上記重点支援分野と一致しており、それぞれの重点分野の具体的な施策として (1) 金融部門の改革支援・中小の事業支援・能力開発の技術援助、(2) 都市・産業・農村での環境問題対策への支援・世界環境に関する集会実現の支援、(3) エネルギー供給の量と質の向上、を挙げている。一方、KfW は重点分野を独自に設定しており、(1) 電力・環境保護、(2) 保健・水供給支援、(3) 資源保護による貧困削減、(4) 財政部門強化、としている。また GTZ はインドにおいて、ADB、世界銀行、EC、UN と協力して支援を行っている。

3. 欧州委員会 (EC)

EC による開発支援は、インドの社会的弱者の生活の質向上に貢献する目的で 1970 年代から始まり、現在までに約 20 億ユーロに上る支援を行っている⁴⁵。インドの EC 代表部はブータン、ネパールもカバーしており、2002 年には EC 本部からインド開発支援に関する権限委譲が行われた影響で、インドへの開発支援実行に責任を持っている。EC の対インド支援戦略は、EC Country Strategy Paper India (ECCSP) にまとめられており、旧 ECCSP は 2002 年から 2006 年を、現 ECCSP は 2007 年から 2013 年を対象としている。

⁴³ ドイツ外務省ホームページ

<http://www.auswaertiges-amt.de/diplo/en/Laenderinformationen/01-Laender/Indien.html>

⁴⁴ GTZ ホームページ <http://www.gtz.de/en/presse/607.htm>

⁴⁵ Delegation of the European Union to India ホームページ
<http://www.delind.ec.europa.eu/en/dev/index.htm>

旧 ECCSP は、1997 年策定のインド第 9 次 5 カ年計画と旧 ECCSP 策定時には準備段階であった第 10 次 5 カ年計画を参考に策定されている。インド政府の貧困削減努力を支援することを目標とし、重点分野として、(1)初等教育の普遍化、(2)貧困層への保健サービスの向上、(3)環境の復元と保全、の 3 点を挙げている。また分野横断型のテーマとして、知的交流による経済環境の整備、ガバナンス向上、意思決定における権限委譲、女性・社会的弱者等の参加、コミュニティの防災準備をとりあげている。さらに、1 つの州に重点を絞り、貧困削減のため社会的・経済的改革を行う「プログレスパートナーシップ」を実行するとしている(実際に支援が行われた州はラージャースターン州とチャッティスガル州である)。支援の対象となるのはインド中央政府、パートナーに選定された州政府のほか、NGO、市民社会、民間との協力も行なわれる。また EC 加盟国でインド支援のドナーとなる国や、世界銀行、ADB とは緊密に連携をとるとしている。旧 ECCSP に関する予算は 2 億 2,500 万ユーロである。

なお、ECCSP の改訂に併せ、EC は 1991 年から 2006 年までの支援に関する包括的な評価を実施し、2007 年に公表している⁴⁶。同報告書は、従来の個別プロジェクト型支援から、より戦略的なセクター支援へのシフトにより、インド側との整合性が向上したと評価しているものの、インド政府の地方分権化を側面支援するものではなかったとしている。また、今後は、多様化・成熟するインドーEU 関係を踏まえ、学術交流など EC が付加価値を提供できる分野にも展開していくことを提言している。

上記提言を踏まえ、現 ECCSP は、インドの開発目標を(1)貧困削減、(2)構造改革(ガバナンス、インフラ等)と設定し、インドが目標を達成するための支援として(1)公共部門(保健と教育)への支援、(2)経済分野、文化・市民社会、学術分野における交流支援、を重点分野としている。重点分野(1)の対象はインド中央政府としている。重点分野(2)は、第 6 回 EU-インドサミット(2005 年実施)にて策定した「EU-インドアクションプラン」に基づくものである。

※ 「EU-インドアクションプラン」(2005)

以下 5 点について EU-インド間の戦略的パートナーシップに関する取組を確認したものである。

- －対話と協議の強化
- －政治的対話と協力
- －人と文化の交流
- －経済政策に関する対話と協力
- －貿易と投資の発展

⁴⁶ EC (2007) *Evaluation of the EC's support to the Republic of India*
http://ec.europa.eu/europeaid/how/evaluation/evaluation_reports/reports/2007/1091_vol1_en.pdf

4. 米国

米国の政府開発援助の中心的な役割を担っているのが、USAID である。USAID はニューデリーに事務所を持ち、対インド支援の窓口業務、プログラム管理等を行っている。米国のインドに対する経済援助は 1951 年から始まり、2006 年までに総額 140 億 US ドル(現在価値額は 570 億 US ドル相当)の援助を行ってきた。当初は食糧危機に対する支援が主であり、1960 年に 16 億 US ドルを援助した時にピークを迎えたが、インドの食糧自給率が高くなり米国の援助は減少していった⁴⁷。

米国の対インド支援戦略は、India Country Strategic Plan FY 2003-2007(CSP) にまとめられている。本 CSP は 2003 年からの 5 年を対象にしているが、国際的な目標である貧困削減と調和した長期ビジョンを含んでおり、15 年先まで見据えた戦略となっている。CSP の掲げるゴールは、インド開発課題の達成に向けたインドとの提携であり、ゴール到達に向けた重点支援分野は、(1)経済成長、(2)保健、(3)災害マネジメント、(4)エネルギーと環境、(5)機会均等、の 5 分野である。重点分野(1)、(2)、(4)については選択された州あるいは地域に重点的に支援を行う。また分野横断的な取組として、(1)ガバナンス、(2)ジェンダー、(3)都市問題、(4)地元機関、他の米国機関との協力、(5)最先端技術、に力を入れるとしている。

支援の重複を避け、援助効果を挙げるために各重点分野におけるドナー協調を行うとしている。

5. フランス

2006 年 1 月、フランス政府はインドをはじめとする新興国⁴⁸を対象に、地球公共財の保護を目的とした支援を実験的に行うと宣言し、援助実施機関であるフランス開発庁(AFD)は 2007 年 5 月にデリーに事務所を設置した。また 2008 年 1 月のフランスーインド政府間合意により、AFD は資金的・技術的協力をインド中央政府、州政府等に行うこととなった。AFD では、対インド支援重点分野として気候変動問題を挙げ、エネルギー効率化・再生可能エネルギー・都市交通への支援を表明している。

3-3-4 ドナー協調の現状

インド政府がドナー協調に対し積極的な姿勢を示さない一方で、ドナーによっては、具体的にどのドナーと協力体制にあるかを明記するケースも見られる(表3-24参照)。日本、フランス以外のドナーでは、他ドナーとの協力関係を明記しており、世界

⁴⁷ USAID インド事務所ホームページ http://www.usaid.gov/in/about_usaid/history.htm

⁴⁸ インドの他は、中国、ブラジル、インドネシアが対象。

銀行や ADB 等の機関との連携を緊密にとろうとする様子が窺える。世界銀行や USAID は重点支援分野ごとに異なる協力体制を敷いていることが特徴的である。

日本は対インド国別援助計画で協力体制にあるドナーを明言していないが、他ドナーとの協力関係は存在する。具体的には、世界銀行と日本で協調融資、ドナー間の協議等を行っている⁴⁹。

表 3-24 協力体制にあるドナー

ドナー	左記ドナーと協力体制にあるドナー（左記ドナーの戦略文書内の記述より）
世界銀行	ADB、DFID（特定の州において協力。2005、2009 年） JBIC、EC、USAID、GTZ、KfW、CIDA、UN、WHO、ILO、AUSAID
ADB	世界銀行、EU、DFID、JBIC（ビハールにおいては、世界銀行、DFID、JBIC と協調）
EC	世界銀行、ADB、EU 加盟国
UNDP	他の UN 機関
IFAD	世界銀行、DFID、WFP
日本	記載なし
英国	世界銀行、ADB、UNICEF、UNDP、ILO、USAID、EC
ドイツ	世界銀行、ADB、EC、UN
米国	世界銀行、ADB、EC、DFID、GTZ、スイス、JICA、オランダ、ドイツ、デンマーク、カナダ国際開発庁（CIDA）、インド赤十字、UN、UNDP、UNICEF、UNIFEM、国連教育科学文化機関（UNESCO）、UNFPA、ILO、WHO 等
フランス	記載なし

出所：各ドナーの対インド支援戦略文書及びホームページより作成

表 3-25 分野ごとのドナー協力体制

ドナー	エネルギー	教育	中小企業 金融	保健と 栄養	経済成長	災害マネジ メント	機会均等
世界銀行	ADB JBIC DFID USAID KfW CIDA	EC DFID	DFID KfW GTZ	USAID WHO EC DFID UN CDC AUSAID ILO			
USAID	世界銀行 ADB DFID			世界銀行 UNICEF WHO DFID その他保健 機関等	世界銀行 ADB DFID GTZ スイス	DFID インド赤十字 UN 世界銀行 ADB UNDP JICA オランダ ドイツ デンマーク	UNDP UNICEF UNIFEM DFID 世界銀行、 EC ユネスコ UNFPA ILO、ADB CIDA オランダ

出所：世界銀行（2004 年）と USAID（2002 年）の対インド支援戦略文書より作成

⁴⁹ 国内ヒアリングより

3-4 日本の対インド援助動向

3-4-1 対インド援助の基本方針

外務省によると、対インド支援の意義は以下のとおりとなっている⁵⁰。
「インドは急速な経済成長や活発な外交活動を通じて国際社会における存在感を高めつつあるとともに、南アジアにおいて大きな影響力を有している。日本としても、経済協力を通じてインドとの間に安定した二国間関係を築き、インドの持続的発展を確保することは、南アジア地域の平和と安定、さらには、日本を含むアジアの平和と安定にとり極めて重要である。」

日本の対インド支援は円借款を中心に、(1)経済成長の促進、(2)貧困・環境問題の改善、(3)人材育成・人的交流の拡充のための支援、の3点を重点目標として実施することを基本方針としている。特にインドは、2003年度以来、6年連続で円借款の最大受取国となっており、円借款が対インド支援の大きな柱となっている。また、規模としては大きくないものの、無償資金協力及び技術協力も実施されており、インドの人口の約3割を占める貧困層を対象に、保健や教育分野を中心に支援が実施されている。

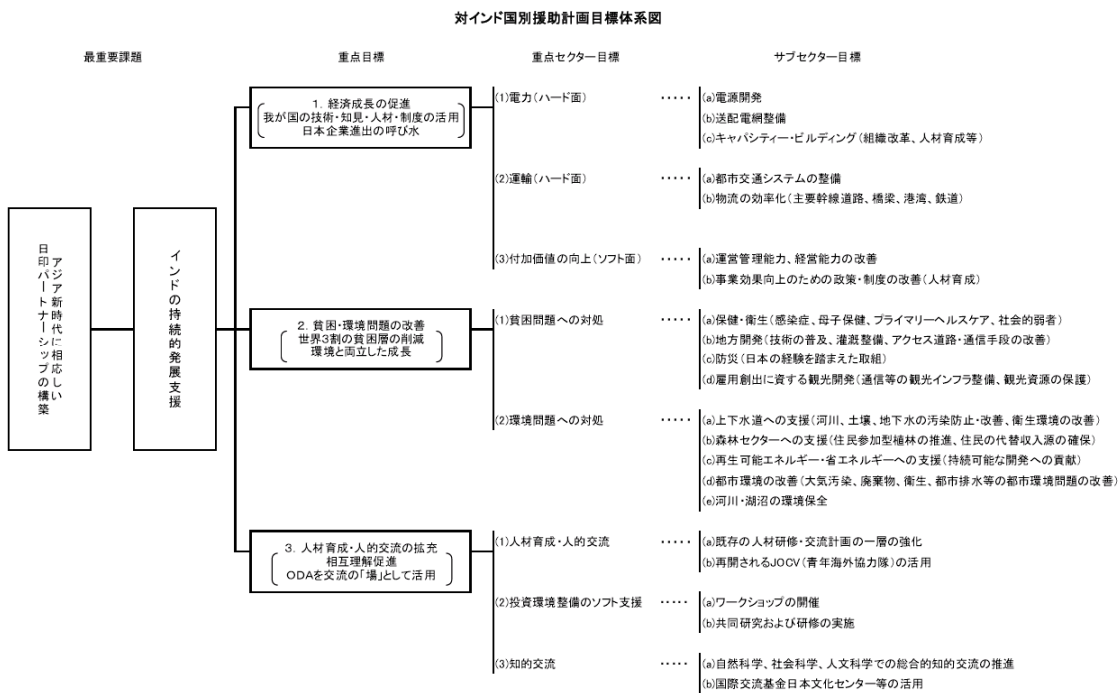
2000年8月、森総理(当時)訪印の際に両国は「日印グローバル・パートナーシップ」の構築に合意した。その後、2005年4月小泉総理(当時)が訪印し、「日印グローバル・パートナーシップ強化のための8項目の取組」を発表、(1)対話と交流の拡充、(2)包括的な経済関係の構築、(3)安全保障対話・協力の拡充、(4)科学技術協力、(5)文化・学術交流、人と人との交流の強化、(6)アジア新時代の幕を開ける協力、(7)国際連合その他の国際機関での協力、(8)国際的課題への対処が日印グローバル・パートナーシップ強化のための取組として規定された。

2006年12月にはシン首相が来日し、両国は「『日印戦略的グローバル・パートナーシップ』に向けた共同声明」を発表、政治・防衛・安全保障における協力、包括的な経済パートナーシップ、科学技術イニシアティブ、国民交流、地域的・国際的交流についての協力を確認した。2007年8月には安倍総理(当時)が訪印し、「新次元における『日印戦略的グローバル・パートナーシップ』のロードマップに関する共同声明」を発表した。これらの共同声明の中で、貨物専用鉄道輸送力強化計画(DFC)、デリー・ムンバイ間産業大動脈構想(DMIC)、製造業経営幹部育成計画等で協力を行っていくことに合意した。また、2008年10月には日印首脳会談が開催され、「『日印戦略的グローバル・パートナーシップ』の前進に関する共同声明」を発表しており、二国間における包括的な経済パートナーシップの強化を確認している。さらに2009年12月の日印首脳会談において「『日印戦略的グローバル・パートナーシップ』の新たな段階に関

⁵⁰ 外務省(2009b)

する共同声明」が発表され、安全保障分野での協力に関する「行動計画」の策定や経済連携協定（EPA）交渉の加速、DFCの早期実現、DMIC等への協力が確認された。

図 3-6 対インド国別援助計画目標体系図



出所：外務省（2006a）

3-4-2 援助の実績

日本は1958年よりインドに対して円借款を供与しており、2003年以来、インドは円借款の最大受入国となっている。1990年度から2008年度の間にインドに対して供与された円借款の総額は約2兆2,313.37億円であり、日本の対インド援助の97%を占めている。また、無償資金協力については、一般プロジェクト無償、草の根・人間の安全保障無償資金協力が実施されており、総額は421.62億円となっている。技術協力については275.08億円が供与されている。

日本は、1998年5月にインド政府が実施した核実験を受け、新規円借款及び新規無償資金協力を停止、国際開発金融機関に対する対インド融資についても慎重な対応をとるなどの経済措置を実施し、2001年10月の経済措置停止までの間、「継続中の円借款案件への協力、貧困対策や人的資源開発に重点を置いた技術協力、緊急・人道的性格の援助、及び草の根・人間の安全保障無償資金協力を中心に支援を行った⁵¹。」そのため、1998年から2001年にかけては、それまで1,300億円前後で推移してきた援助額が急減したが、2003年には経済措置以前の水準に戻り、その後は円借款が牽引し、日本の援助は増加傾向にある。

表 3-26 日本の年度別・援助形態別実績(1990年度-2008年度)
(円借款・無償資金協力年度 E/N ベース、技術協力年度経費ベース、単位:億円)

年度	政府貸付等	無償資金協力	技術協力	合計
1990	1,048.26	36.22	11.72	1,096.20
1991	1,065.94	20.99	10.88	1,097.81
1992	1,119.08	42.77	10.82	1,172.67
1993	1,196.40	41.85	10.49	1,248.74
1994	1,257.65	33.63	11.93	1,303.21
1995	1,287.74	35.63	11.09	1,334.46
1996	1,327.46	34.06	10.51	1,372.03
1997	1,327.25	35.26	13.35	1,375.86
1998	115.37	3.98	10.19	129.54
1999	—	12.92	9.83	22.75
2000	189.26	18.28	9.03	216.57
2001	656.59	14.34	23.32	694.25
2002	1,112.39	9.10	20.92	1,142.41
2003	1,250.04	17.44	19.92	1,287.40

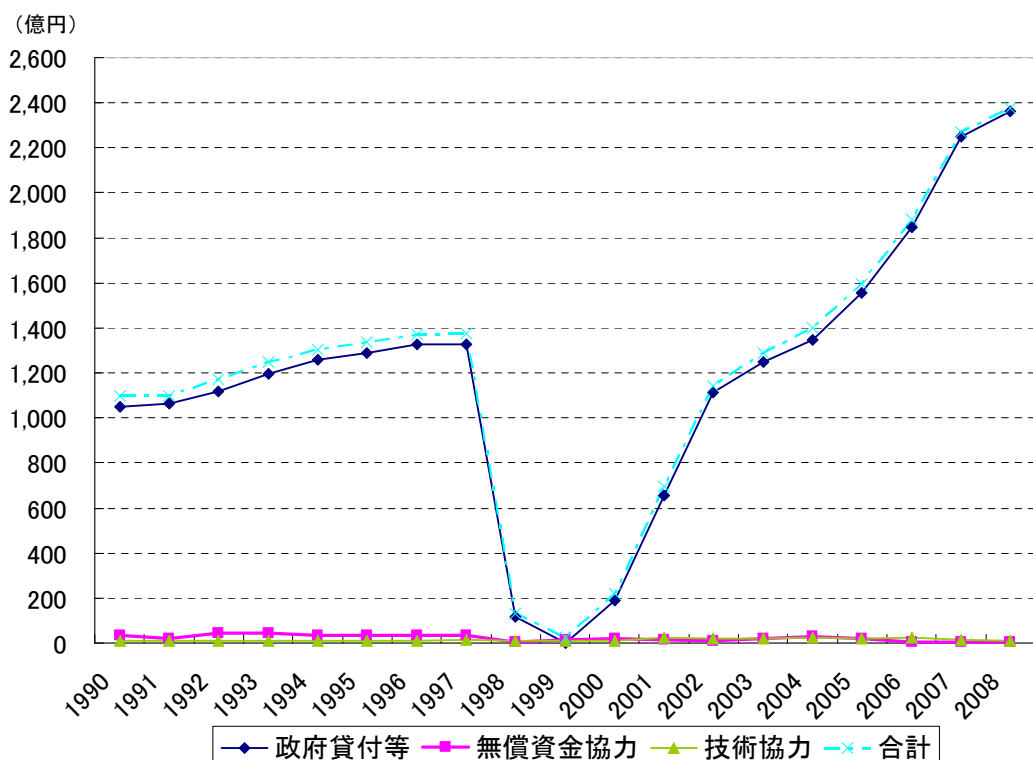
⁵¹ 外務省(2006a)

2004	1,344.66	29.89	23.79	1,398.34
2005	1,554.58	21.09	17.84	1,593.51
2006	1,848.93	5.96	25.35	1,880.24
2007	2,251.30	3.97	12.31	2,267.58
2008	2,360.47	4.24	11.79	2,376.50
累計	22,313.37	421.62	275.08	23,010.07

出所：外務省(2005a)「ODA 国別データブック 2004 年度版」、同(2009b)「同 2008 年度版」、外務省ホームページより作成

1. 年度の区分は、円借款及び無償資金協力は原則として交換公文ベース（ただし無償資金協力については、2000 年度以前は閣議決定ベース）、技術協力は予算年度による。
2. 「金額」は、円借款及び無償資金協力は交換公文ベース、技術協力は JICA 経費実績及び各府省庁・各都道府県等の技術協力経費実績ベース（ただし、2000 年度までは JICA 実績のみ）による。草の根・人間の安全保障無償資金協力和日本 NGO 連携無償資金協力、草の根文化無償資金協力に関しては贈与契約に基づく。
3. 円借款の累計は債務繰延・債務免除を除く。
4. 2001-2006 年度の技術協力においては、日本全体の技術協力事業の実績。

図 3-7 日本の年度別・援助形態別実績(1990 年度-2008 年度)



出所：外務省(2005a)、(2009b)、外務省ホームページより作成

日本の ODA の支出純額の推移(貸付実行総額から元本の返済額をひいたもの)を見ると、2004 年には政府貸付がマイナスになっており、円借款の貸付実行総額よりも、元本である返済額が多くなっていることがわかる。

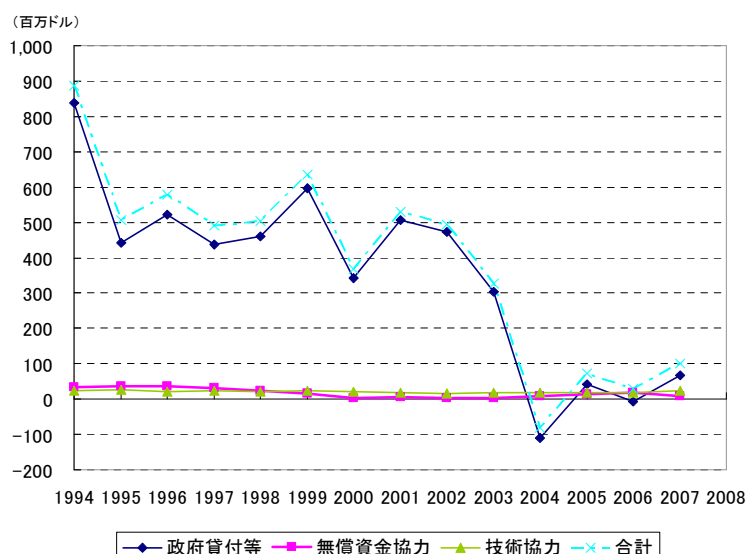
表 3-27 日本の対インド経済協力実績(1994 年度-2008 年度)
(DAC 集計ベース・支出純額)(単位:百万ドル)

年度	政府貸付等	無償資金協力	技術協力	合計
1994	838.28	34.64	23.61	886.53
1995	443.62	37.41	25.39	506.42
1996	522.26	35.18	21.83	579.26
1997	436.70	31.84	23.26	491.80
1998	461.33	23.10	20.51	504.95
1999	596.97	14.57	22.48	634.02
2000	343.31	3.47	21.38	368.16
2001	505.52	5.32	18.03	528.87
2002	474.30	3.18	16.15	493.64
2003	304.66	2.31	18.82	325.79
2004	-109.37	7.73	19.59	-82.05
2005	40.27	13.75	17.45	71.46
2006	-7.63	17.60	19.57	29.53
2007	68.07	9.32	22.49	99.89
累計	4,918.29	239.42	290.56	5,438.27

出所:外務省(2005a)、(2009b)、外務省ホームページより作成

1. 従来、国際機関を通じた贈与は「国際機関向け拠出・出資等」として本データブックの集計対象外としてきたが、2006 年より拠出時に供与先の国が明確であるものについては各被援助国への援助として「無償資金協力」へ計上することに改めた。
2. 政府貸付等及び無償資金協力はこれまでに交換公文で決定した約束額のうち当該暦年中に実際に供与された金額(政府貸付等については、インド側の返済金額を差し引いた金額)。
3. 技術協力は、JICA によるもののほか、関係省庁及び地方自治体による技術協力を含む。
4. 四捨五入の関係上、合計が一致しないことがある。
5. 政府貸付等の累計は、為替レートの変動によりマイナスになることがある

図 3-8 日本の対インド経済協力実績(1994 年度-2008 年度)
(DAC 集計ベース・支出純額)



出所:外務省(2005a)、(2009b)、外務省ホームページより作成

1. 無償資金協力

(1) 一般プロジェクト無償資金協力

インドに対する一般プロジェクト無償資金協力では、主に保健分野に関するプロジェクトが行われており、中でもポリオ撲滅計画のための UNICEF に対する支援が継続的に実施されてきた。

表 3-28 日本の対インド一般プロジェクト無償資金協力実績
(2004 年度-2008 年度)

年度	案件名	供与限度額
2008	インドにおけるポリオ撲滅計画(ユニセフ経由)	2.09 億円
2007	インドにおけるポリオ撲滅計画(ユニセフ経由)	2.12 億円
2006	「ポリオ撲滅計画」のためのユニセフに対する無償	4.56 億円
2005	ウッタル・プラデシュ州地下水開発計画	6.03 億円
2005	オリッサ州サダール・バルバイ・パテル小児医療大学院病院整備計画	8.30 億円
2005	「ポリオ撲滅計画」のためのユニセフに対する無償	5.61 億円
2004	下痢症研究及びコントロールセンター建設計画	21.34 億円
2004	「ポリオ撲滅計画」のためのユニセフに対する無償	7.98 億円

出所: 外務省ホームページより作成

(2) 草の根文化無償資金協力

日本政府は、草の根文化無償資金協力として、2006 年と 2007 年にそれぞれ支援を行っており、総額約 1,230 万円を供与している。

表 3-29 日本の対インド草の根文化無償資金協力実績(2004 年-2008 年度)

年度	案件名	供与限度額
2006	ジャワハルラル・ネルー大学日本語学習機材整備計画	7,840,818 円
2007	日印福祉文化協会建物修復計画	4,456,488 円

出所: 外務省ホームページより作成

(3) 日本 NGO 支援無償資金協力

2004 年、2008 年には、日本 NGO 支援無償資金協力として 4 件のプロジェクトを実施しており、国内の NGO に対し医療機器支援等のため、約 1,415 万円を供与している。

表 3-30 対インド日本 NGO 支援無償資金協力実績
(2004 年度－2008 年度)

年度	案件名	供与限度額
2008	コミュニティ医療への医療機器支援およびキャパシティビルディング計画	4,455,801 円
2004	アーナンダ病院医療機器整備計画	1,897,878 円
2004	タミルナードゥ州における漁船緊急整備計画	3,219,805 円
2004	南インドにおける、スマトラ沖地震・津波で被災した青少年への支援事業	4,579,806 円

出所：外務省ホームページより作成

(4) 防災・災害復興支援無償資金協力

防災・災害復興支援無償資金協力として、2006 年度に「南アジア地域における地震防災対策計画」が実施された。当案件の対象国はインド、ネパール、バングラデシュ、パキスタン、バングラデシュ、ブータンであり、合計額が 5.84 億円となっている。

表 3-31 日本の対インド防災・災害復興支援無償資金協力実績
(2004 年度－2008 年度)

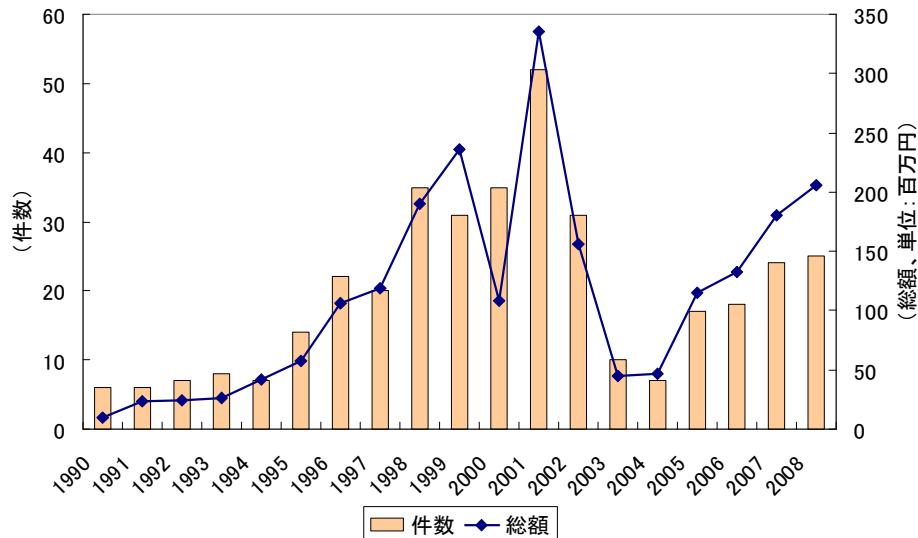
年度	案件名	供与限度額
2006	南アジア地域における地震防災対策計画	5.84 億円

出所：外務省ホームページより作成

(5) 草の根・人間の安全保障無償資金協力

1990 年度から 2008 年度までに供与された草の根・人間の安全保障無償資金協力は 379 件であり、供与総額は約 21 億 6,979.68 万円である。草の根・人間の安全保障無償資金協力はインドの核実験後の経済措置実施期間中も継続的に供与されてきたことから 1990 年代から 2000 年にかけて増加傾向にあった。その後 2004 年度に件数が減少しているが、最近 5 年間では件数、総額共に増加傾向にある。

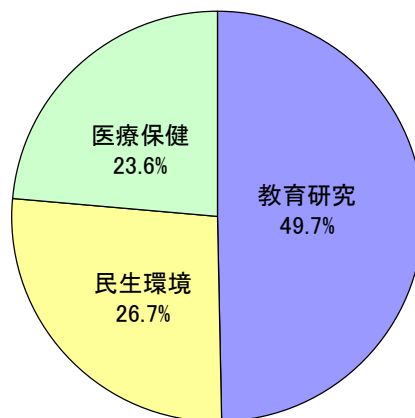
図 3-9 対インド草の根・人間の安全保障無償資金協力の推移
(1990 年度-2008 年度)



出所: JICA インド事務所資料

草の根・人間の安全保障無償資金協力では、重点分野のひとつである貧困削減に重点を置き、主に子供や女性、社会的弱者等に対する教育機会の増加を目的とした学校建設や、能力向上に向けた職業訓練センターの設置、医療機関に対する医療機器の供与等が行われている。中でも、教育研究分野の支援が最も多く行われており、全体の 49.7%を占めている。また、民生環境分野が 26.7%、医療保健が 23.6%となっている。

図 3-10 対インド草の根・人間の安全保障無償資金協力実績
(2004 年度－2008 年度)



出所: 外務省ホームページより作成

表 3-32 対インド草の根・人間の安全保障無償資金協力実績
(2004 年度－2008 年度)

年度	案件名	邦貨
教育研究		340,871,208
2008	少数民族向け多目的訓練用地域センター建設計画	9,939,706
2008	ジャルカンド州ランチ県における小学校建設計画	6,319,525
2008	パタル・プラティマ農村部における小学校拡張計画	9,017,287
2008	乾燥地帯に居住する恵まれない人々のための多目的訓練センター建設計画	9,052,995
2008	指定カースト及び貧困層の人々のための寄宿舍建設計画	9,997,110
2008	小学生の栄養改善のための給食調理機械整備計画	7,805,814
2008	持続可能な開発促進のための住民教育センター拡充計画	8,599,526
2008	女性のリーダーシップ育成のためのトレーニングセンター設立計画	9,764,895
2008	女性、若者、児童及び零細農民支援センター建設計画	9,939,706
2008	地域社会の能力向上のための訓練センター建設計画	9,951,119
2008	貧困農村地域の人材育成のためのトレーニング施設建設計画	8,652,071
2008	恵まれない人々のための社会福祉開発センター建設計画	9,979,369
2007	旱魃地域貧困住民のための教育訓練センター建設計画	7,586,748
2007	学童、教員及び女性の訓練のための環境保護リソース・センター建設計画	9,998,388
2007	クルジャ地域における陶工集落のための技術訓練・開発計画	7,328,184
2007	村落に住む女性及び職人のための職業訓練センター建設計画	9,840,628
2007	地域住民のための人材育成センター建設計画	9,900,368
2007	低カースト出身児童の為の小学校建設計画	9,807,916
2007	低カースト出身女性の生活水準向上を目指したスパイス製造施設設置計画	9,802,928
2007	貧困村民の為の包括的農村開発訓練センター兼宿泊施設建設計画	9,837,728
2007	部族民の人材育成及びエンパワメントの為の開発活動センター建設計画	9,859,304
2007	ブネ市スラム街女性の為の職業訓練センター建設計画	9,711,172
2007	恵まれない児童と女性のための教育・職業訓練施設建設計画	9,960,572
2007	恵まれない若者のための教育・訓練センター整備計画	9,718,828
2006	指定部族の若者を対象にした職業訓練校建設計画	5,375,952
2006	障害児のための特別教育学校建設計画	6,769,890
2006	自動車整備職業訓練のための施設増築及び機材整備計画	8,994,108
2006	バンタンギア共同体の女子児童教育向上計画	4,326,225
2006	貧困コミュニティのための職業訓練センター建設計画	4,715,280
2006	貧困部族民のための農業技術訓練施設建設計画	9,747,132
2006	プルリア地域における学校建設及び飲料水供給システム整備計画	8,813,622
2006	貧しい男子児童のための学校兼寄宿舍拡張計画	7,567,980
2005	アラバリ職業訓練施設建設計画	7,106,298
2005	少数部族の女子児童のための小学校及び寄宿舍建設計画	5,622,636
2005	石版加工産業における児童労働廃止のための予防行動計画	4,222,648
2005	タミル・ナドゥ州農村部の障害者のためのリソース・センター設立計画	9,070,925
2005	聴覚障害児童のための校舎及び寄宿舍建設計画	9,990,376
2005	貧困層児童のための小学校校舎建設計画	5,987,720
2005	貧困地域における小学校整備計画	8,165,277
2005	巡回学校用スクールバス購入計画	3,074,752
2004	村落女性のための所得向上ビジネスセンター建設計画	8,948,500
民生環境		182,921,011
2008	社会的弱者支援施設建設計画	8,804,056
2008	身体障害者の社会復帰のための職業訓練センター建設計画	8,236,683
2008	児童労働に従事する子どもたちのための寄宿舍付学校整備計画	8,585,740
2008	農村女性のための生活向上研修センター建設計画	4,279,762
2008	部族民コミュニティへのハンドポンプ式掘削井戸設置による安全な飲料水供給計画	4,881,148
2008	ブラットホームチルドレンのためのリハビリホーム建設計画	9,975,301

2008	リハビリテーションを必要とする障がい児童の寄宿センター建設計画	8,980,788
2007	クルダ県における虐げられた人々のための安全な飲料水確保計画	4,924,200
2007	障がい者のための安全な車両整備計画	3,019,944
2007	身体・精神障害を持つ若者の持続的生活のための職業訓練センター整備計画	7,363,216
2007	女性自助組織のためのジュートマット製造作業所建設計画	1,761,808
2007	ビハール州ムザファール県における安全な飲料水確保計画	497,756
2007	貧しい人々のための安全な飲料水整備計画	853,180
2006	コミュニティに基づく水資源管理システム整備計画	8,714,721
2006	視覚障害女性のための寄宿・食事施設増設計画	9,814,287
2006	社会的弱者のための地域人材育成センター建設計画	9,816,063
2006	障害者と貧しい女性のための職業訓練施設兼医療施設建設計画	4,174,044
2006	身体障がい者のための職業訓練兼宿泊センター拡張計画	9,836,043
2006	ダージリン山岳地域における飲料水供給システム整備計画	2,707,290
2006	被災地カッチ県における障がい児の為に学校建設計画	9,322,557
2006	貧窮老人の医療救援活動に係る車輛・機材整備計画	7,689,303
2005	アジミール地区における飲料水確保計画	8,804,281
2005	障がい者用送迎バス整備計画	2,901,305
2005	西ベンガル村落地域における視覚障害を持つ女子生徒のための寄宿施設建設計画	6,342,425
2004	女性と青少年のための総合リソース・センター建設計画	6,262,190
2004	清潔な村整備計画	3,268,320
2004	地域共同体を基礎とした衛生・安全な飲料水の供給、利用及び水質測定計画	5,414,640
2004	知的障害者用収容施設建設および周辺地域の経済開発のための施設拡張計画	8,749,730
2004	ピンパルガオン・ジョーグ・ダム建設計画により影響を受けた住民のための保健衛生サービス提供および土地開墾計画	6,940,230
医療保健		162,218,728
2008	インパール草の根基礎医療推進計画	9,338,320
2008	農村貧困層患者のための眼科医療機器整備計画	8,683,485
2008	眼科センター整備計画	7,863,444
2008	ジャルカンド州農村部における移動クリニック車整備計画	3,359,603
2008	人身売買被害者及びHIVエイズ患者のためのリハビリ施設建設計画	9,999,935
2008	精神及び身体障害女性のためのシェルター建設計画	8,891,179
2007	アシャ医療サービス向上計画	9,914,984
2007	エイズ感染者のための支援センター建設計画	9,840,512
2007	眼科病院医療機器整備計画	3,100,564
2007	障害者のためのリハビリ及び訓練施設建設計画	9,956,280
2007	女性障害者用寄宿舎及び食堂建設計画	9,941,200
2007	病理検査センター整備計画	5,864,496
2006	依存症薬物中毒患者リハビリセンター建設計画	9,965,025
2006	地域住民のための診療機器整備計画	4,127,979
2005	タール砂漠にあるビパール地区における基礎保健医療提供計画	8,979,012
2005	デザレ眼科病院整備計画	8,012,695
2005	デリー及びグルガオンにおける乳癌予防計画	4,442,854
2005	特殊教育のためのディシャ学校及びリハビリセンター整備計画	9,033,261
2005	病理検査室拡充計画	8,239,642
2005	部族民医療向上のための保健医療設備増設計画	5,297,998
2004	保健衛生総合リソース・センター建設計画	7,366,260

出所：外務省ホームページより作成

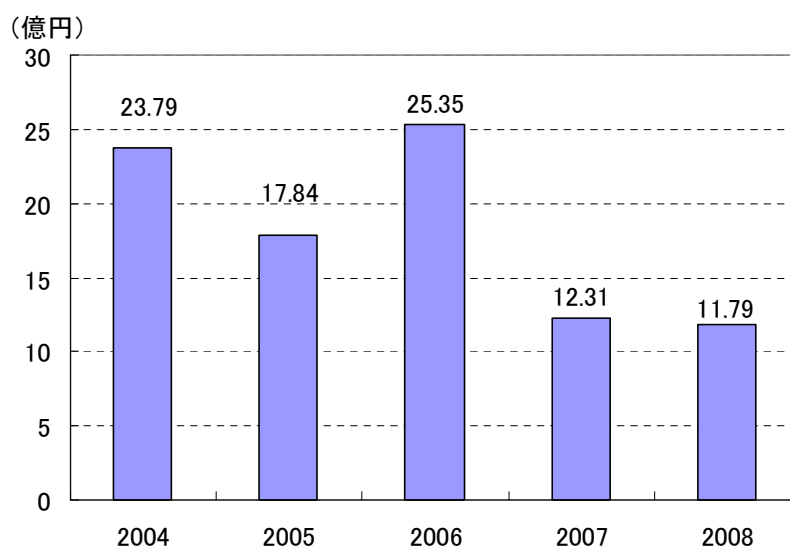
2. 技術協力

(1) 技術協力プロジェクト

JICAによる対インド技術協力総額累計は、2008年度末までで274.96億円である。2004年度から2008年度までの実績は、2004年度の23.79億円から2005年度には17.84億円に減少、その後2006年度には25.35億円に増加したが、2007年及び2008年度はそれぞれ、12.31億円と11.79億円と縮小している。

インドに対する技術協力は、対インド支援の重点分野であるインフラ整備を支えるための人材育成支援及び農村開発やリプロダクティブ・ヘルス等の保健分野における支援等、貧困削減に向けた支援が中心となっている。開発調査としては、毎年定期的実施されており、最近では「火力発電運用改善計画調査」等が実施されている。

図 3-11 対インド技術協力実施額(2004年度-2008年度)



出所: 外務省(2009b)

表 3-33 対インド技術協力プロジェクト一覧
(終了年度が2004年度以降のもの)

分野	案件名	協力期間	インド側関係機関
農業開発・ 農村開発	養蚕化普及強化計画	フェーズ3:2002年8月～2007年8月	繊維省中央蚕糸局、カルナタカ州蚕糸局、アンドラ・プラデシュ州蚕糸局、タミルナド州蚕糸局
農業開発・ 農村開発	アンドラ・プラデシュ州灌漑水管理強化プロジェクト	2008年6月16日～2010年6月15日	アンドラ・プラデシュ州灌漑・開発局

保健医療	下痢症対策(フェーズ2)	2003年7月1日～ 2008年6月30日	国立コレラ・腸管感染症研究所(NICED)、インド医学研究評議会(ICMR)、保健家族福祉省
保健医療	リプロダクティブヘルスの向上 及び女性のエンパワメント	2005年9月1日～ 2006年8月31日	マディヤ・プラデシュ州保健・ 家族省
保健医療	リプロダクティブヘルスの向上 及び女性のエンパワメント プロジェクト(フェーズ2)	2007年1月～ 2011年1月	マディヤ・プラデシュ州保健家 族福祉省
運輸交通	高速道路・有料道路の維持管 理に関する技術支援	2004年2月～ 2006年2月	運輸道路交通省
運輸交通	持続可能な高速道路開発の ための能力向上プロジェクト	2007年6月8日～ 2011年1月31日	道路交通省
運輸交通	幹線貨物鉄道の輸送安定性 に関する実証試験プロジェクト	2008年3月3日～ 2008年12月31日	鉄道省
環境管理	河川水質浄化対策に係る技 術移転	2004年10月26日～ 2006年10月25日	環境森林省国家河川保全局 (NRCD)
環境管理	フセインサガール湖環境保全 管理能力強化計画	2005年9月6日～ 2008年9月5日	アンドラ・プラデシュ州ハイデ ラバード都市開発公社 (HUDA)
環境管理	下水道施設の維持管理に関 するキャパシティ・ビルディン グ・プロジェクト	2007年4月24日～ 2011年4月23日	環境森林省国家河川保全局 (NRCD)
環境保全	住民参加型でのチリカ湖環境 保全と自然資源の持続的利 用計画プロジェクト	2006年10月3日～ 2009年10月2日	チリカ開発公社(CDA)
自然環境保全	森林官研修センター研修実施 能力向上プロジェクト	2009年2月1日～ 2014年1月31日	環境森林省森林教育局
人材育成	製造業経営幹部育成支援	2007年8月26日～ 2010年8月25日	インド製造業競争力委員会 (NMCC)、インド人的資源開 発省(MHRD)

出所: JICA、外務省ホームページ

表 3-34 対インド開発調査実績(終了年度が2004年度以降のもの)

分野	案件名	協力期間
水資源・防災	ガンジス河汚染対策流域管理計画調査	2003年2月～2005年7月
水資源・防災	ゴア州上下水道強化計画調査	2005年2月～2006年12月
水資源・防災	下水道施設設計・維持管理マニュアル策定計画調査	2009年2月～2010年10月
運輸交通	幹線貨物鉄道輸送力強化計画調査	2006年5月～2007年10月
運輸交通	ライチャック・ククラハティ橋梁建設計画調査	2006年6月～2007年9月
農業開発・農村開発	ヒマチャルプラデッシュ州作物多様化総合開発調査	2007年1月～2009年3月
資源・エネルギー	火力発電運用改善計画調査	2008年12月～2010年11月

出所: JICA、外務省ホームページ

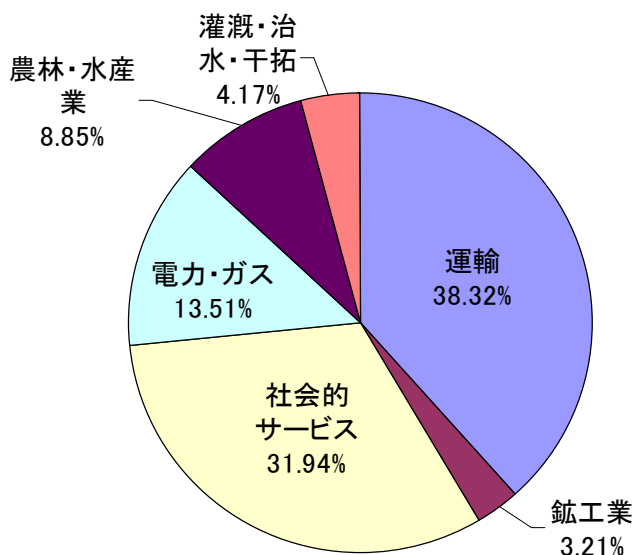
(2) 専門家・ボランティア派遣、研修員受入れ

インドに対しては 1966 年より青年海外協力隊が派遣されており、その数は、1979 年までに農業や保健分野を中心に 130 人以上に及んだ。しかしその後、1979 年のインド政府のボランティア受入を原則として停止する措置により、青年海外協力隊 (JOCV) の派遣が停止されていたが、2005 年 4 月の日印共同声明において協力隊の派遣再開が合意されたことを受け、同年 8 月 12 日に青年海外協力隊派遣再開取極が締結された。再開当初はインド政府の意向を受け、柔道と日本語教師に限り派遣が認められた。2005 年 9 月に短期調整員を派遣し派遣準備のための調査を実施し、その後 2006 年 4 月に 28 年ぶりとなる協力隊が派遣された。2008 年から基礎保健・母子保健分野、農業開発・漁業開発分野にも拡大され、2009 年 9 月時点では、日本語教師 6 名、柔道 2 名、保健 3 名の計 11 名の隊員が派遣されている。

3. 円借款

インドは 2003 年度より 6 年連続で日本の円借款の最大受入国となっており、対インド円借款総額累計は 3 兆 1,821.83 億円に上る⁵²。2004 年度から 2008 年度までに新規に借款契約が締結された案件の総額は、9,359.94 億円となっている。

図 3-12 対インド円借款実績(2004 年度-2008 年度)



出所: JICA ホームページ

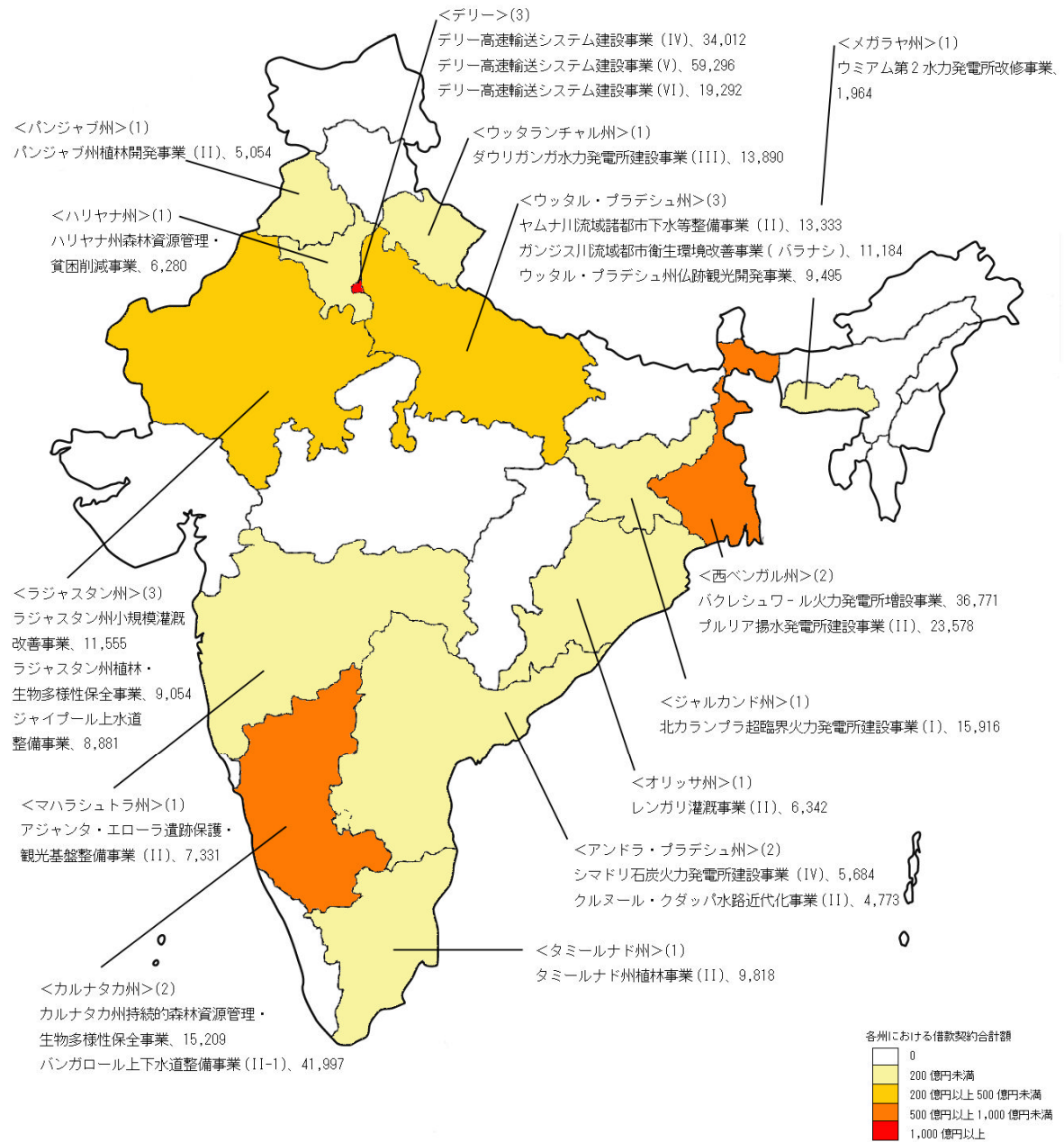
⁵² 外務省(2009c)

表 3-35 対インド円借款実績(2004 年度-2008 年度)

借款契約日	案件名	借款契約額(百万円)
運輸		358,690
2005/3/31	デリー高速輸送システム建設事業(VI)	19,292
2006/3/31	デリー高速輸送システム建設事業(フェーズ 2)(I)	14,900
2006/3/31	バンガロール・メトロ建設事業	44,704
2006/3/31	ビシャカパトナム港拡張事業(E/S)	161
2007/3/30	デリー高速輸送システム建設事業フェーズ 2(II)	13,583
2007/3/30	ビシャカパトナム港拡張事業	4,129
2008/3/10	ハイデラバード外環道路建設事業フェーズ 1	41,853
2008/3/10	デリー高速輸送システム建設事業フェーズ 2(III)	72,100
2008/3/10	コルカタ東西地下鉄建設事業	6,437
2008/11/21	チェンナイ地下鉄建設事業	21,751
2008/11/21	ハイデラバード外環道路建設事業(フェーズ 2)	42,027
2009/3/31	デリー高速輸送システム建設事業フェーズ 2(IV)	77,753
鉱工業		30,000
2008/11/21	中小零細企業・省エネ支援事業	30,000
社会的サービス		298,987
2005/3/31	ウツタル・ブラデシュ州仏跡観光開発事業	9,495
2005/3/31	ガンジス川流域都市衛生環境改善事業(パラナシ)	11,184
2005/3/31	バンガロール上下水道整備事業(II-1)	41,997
2006/3/31	バンガロール上下水道整備事業(II-2)	28,358
2006/3/31	フセイン・サガール湖流域改善事業	7,729
2006/3/31	コルカタ廃棄物管理改善事業	3,584
2007/3/30	ケララ州上水道整備事業(II)	32,777
2007/3/30	アグラ上水道整備事業	24,822
2007/3/30	アムリトサル下水道整備事業	6,961
2007/3/30	オリッサ州総合衛生改善事業	19,061
2007/9/14	ゴア州上下水道整備事業	22,806
2008/3/10	タミルナドゥ州都市インフラ整備事業	8,551
2008/3/10	ホゲナカル上水道整備・フッ素症対策事業	22,387
2009/3/31	グワハティ上水道整備事業	29,453
2009/3/31	ケララ州上水道整備事業(III)	12,727
2009/3/31	ホゲナカル上水道整備事業・フッ素症対策事業(フェーズ 2)	17,095
電力・ガス		126,499
2005/3/31	北カランプラ超臨界火力発電所建設事業(I)	15,916
2006/3/31	ブルリア揚水発電所建設事業(III)	17,963
2006/3/31	地方電化事業	20,629
2007/3/30	バンガロール配電網設備高度化事業	10,643
2007/3/30	ハイデラバード都市圏送電網整備事業	23,697
2007/9/14	マハラシュトラ州送変電網整備事業	16,749
2008/3/10	ハリヤナ州送変電網整備事業	20,902
農林・水産業		82,796
2005/3/31	タミルナド州植林事業(II)	9,818
2005/3/31	カルナタカ州持続的森林資源管理・生物多様性保全事業	15,209
2006/3/31	オリッサ州森林セクター開発事業	13,937
2007/3/30	トリプラー州森林環境改善・貧困削減事業	7,725
2007/3/30	グジャラート州森林開発事業フェーズ 2	17,521
2008/3/10	ウツタル・ブラデシュ州参加型森林資源管理・貧困削減事業	13,345
2008/11/21	森林管理能力強化・人材育成事業	5,241
灌漑・治水・干拓		39,022
2005/3/31	ラジャスタン州小規模灌漑改善事業	11,555
2006/3/31	スワン川総合流域保全事業	3,493
2007/3/30	アンドラ・ブラデシュ州灌漑・生計改善事業	23,974
合計		935,994

出所: JICA ホームページ

図 3-13 2003 年度-2005 年度に供与契約された円借款案件



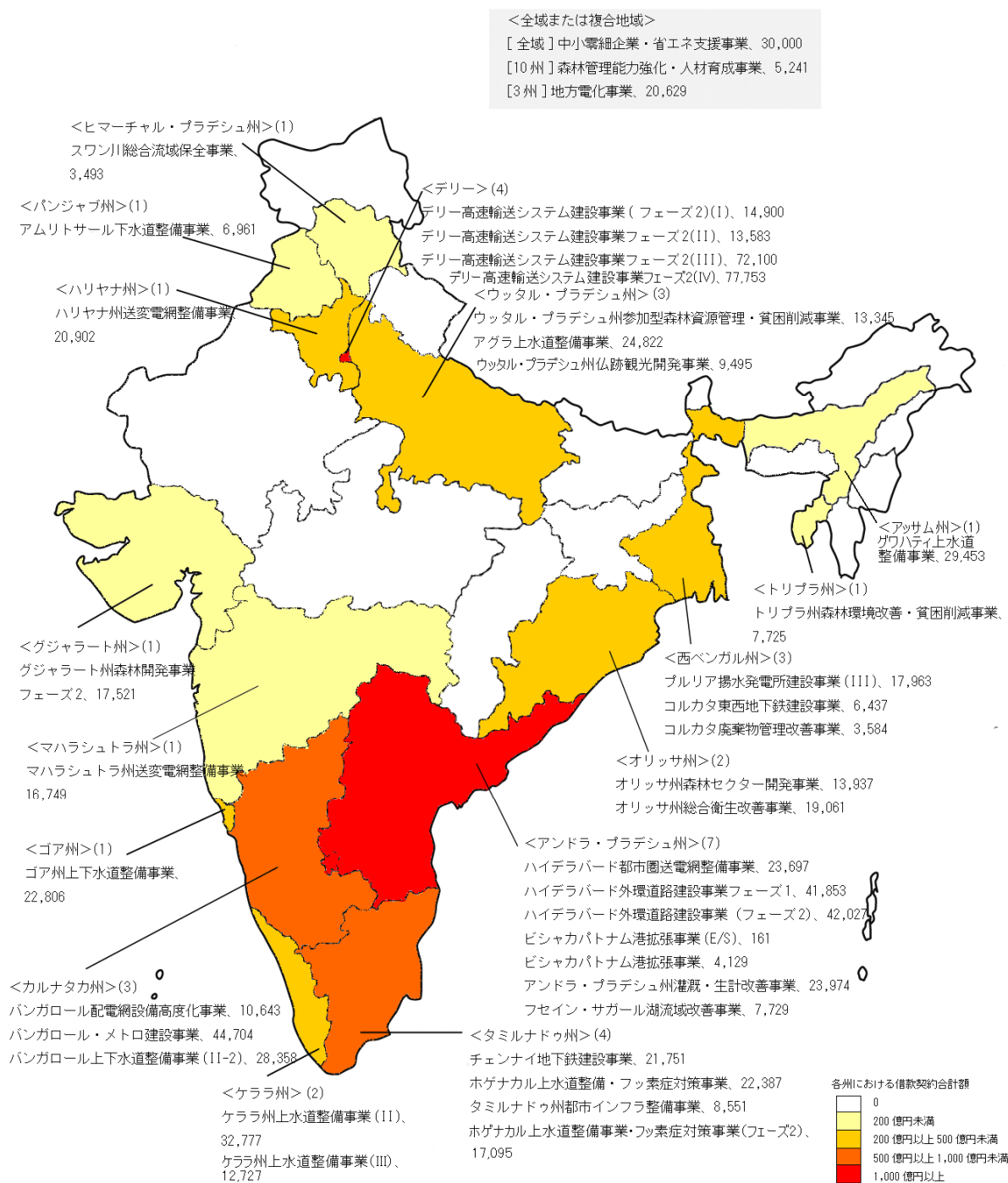
注: 各情報は次のとおり

＜州名＞(案件数)

案件名、金額(単位: 百万円)

出所: JICA ホームページ等をもとに作成

図 3-14 2006 年度-2008 年度に供与契約された円借款案件



注：各情報は次のとおり

＜州名＞（案件数）

案件名、金額（単位：百万円）

出所：JICA ホームページ等をもとに作成

4. 草の根技術協力

日本はインドに対し草の根技術協力事業を実施しており、保健衛生、環境保全、貧困削減等の分野においてプロジェクトを実施している。草の根技術協力事業は小規模ながらも、農村地域の住民の生活向上及びエンパワメントに貢献し、かつ日本のNPOとの連携において実施されているユニークな取組といえる。2004年度以降に実施された草の根技術協力を表3-36から39に示す。

表 3-36 対インド草の根技術協力実績(草の根支援型)(2004年度-2008年度)

採択内定年度	案件名	団体名
2008年度	インド・タミルナードゥ州カーンチープラム郡コヴァラム村における自立的地域活性化プロジェクト	駒澤大学仏教経済研究所
2006年度	北インド農村民への保健衛生教育と人材育成	特定非営利活動法人 インド福祉村協会
2005年度	インド グリーンハウス・コミュニティーサービス	特定非営利活動法人 宮崎国際ボランティアセンター
2004年度	インド北部ウッタラチャル州における衛生環境改善・地域住民意識化支援事業	特定非営利活動法人 地球市民ACT かながわ／TPAK

出所: JICA ホームページ

表 3-37 対インド草の根技術協力実績(草の根パートナー型)(2004年度-2008年度)

採択内定年度	案件名	団体名
2008年度 第1回	北インドの小規模農民生活改善のための実用的農民教育プロジェクト	特定非営利活動法人 アーシャ＝アジアの農民と歩む会
2007年度 第2回	地域園芸振興プロジェクト	特定非営利活動法人 宮崎国際ボランティアセンター
2007年度 第1回	インド北部ウッタラーカンド州思春期女性自立支援プロジェクト	特定非営利活動法人 地球市民ACT かながわ／TPAK
2007年度 第1回	マハラシュトラ州ブネ県における貧困削減のための農村開発事業	特定非営利活動法人 ICA 文化事業協会
2006年度 第1回	地域住民主導による小規模流域管理(マイクロウォーターシェッド・マネージメント)と森林再生を通じた共有資源管理とコミュニティ開発	特定非営利活動法人 ソムニード
2006年度 第1回	インド・ウッタルプラデシュ州における地下水砒素汚染の総合的対策	宮崎大学
2005年度 第2回	持続可能な農業復興と女性のエンパワメントをめざした社会開発	特定非営利活動法人 地球の友と歩む会

出所: JICA ホームページ

表 3-38 対インド草の根技術協力実績(地域提案型)(2004 年度-2008 年度)

実施年度	案件名	提案自治体名	実施団体名
2007 年度-2009 年度	アジア NGO 防災研修	兵庫県	財団法人アジア防災センター
2007 年度-2009 年度	福岡県国際環境人材育成研修 (若手行政官)	福岡県	財団法人福岡県環境保全公社
2005 年度	水道の事業経営及び管路技術	東京都	東京都水道局
2004 年度	下水道維持管理技術者研修	東京都	東京都下水道局
2004 年度	資源リサイクルの促進	東京都	東京都環境局
2004 年度	自治体における環境・自然保護 行政研修	鹿児島県	鹿児島県環境保護課

出所: JICA ホームページ

表 3-39 対インド草の根技術協力実績(緊急経済危機対応包括型)(2009 年度)

採択内定年度	案件名	団体名
2009 年度	「インド北部における女性達の保健・衛生・ジェンダー 意識向上のためのモバイル・センターとヘルスキャンプ 活動」	地球市民 ACT かながわ
2009 年度	「北インドの農村栄養と母子保健改善プロジェクト」	ASHA
2009 年度(DEA 申請中)	「都市近郊の低所得者を対象としたマイクロクレジット 強化プロジェクト」	ソムニード

出所: JICA ホームページ

図 3-15 日本の対インド援助重点分野における実施状況(2004 年度-2008 年度)

